

湯沢町老人福祉計画・
第9期介護保険事業計画

令和6年度～令和8年度

令和6年3月

新潟県 湯沢町

はじめに

我が国の高齢者人口は、増加の一途をたどっており、諸外国に例をみないスピードで高齢化が進行しております。当町においても例外ではなく、少子化や生産年齢人口の減少に伴い、今後もさらに高齢化が進み、団塊ジュニア世代が65歳以上になる令和22年(2040年)には高齢化率が50%に迫ると推計されています。

この来るべき超高齢社会を乗り越えていくためには、高齢者の誰もが住み慣れた地域において、人として尊厳を持って生き生きと暮らしていくことができるよう、「介護」、「医療」、「予防」、「住まい」、「生活支援サービス」が切れ目なく提供される地域包括ケアシステムのより一層の推進が重要です。そして介護保険制度によるサービスや行政が行う福祉サービスだけでなく、住民同士の助け合いや地域の関係団体による福祉の促進が不可欠であり、町としても取り組んでいかなければなりません。

このたび、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とした「湯沢町老人福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定いたしました。

今後は、この計画に基づき、高齢者の皆さまが健康で生きがいを持ち、安心して充実した毎日を送ることができるよう全力で取り組み、町民一人ひとりがお互いの変化や多様性を尊重し、助け合い、分かち合える希望に満ちた社会の実現を目指してまいります。

町民の皆さまをはじめ、計画の推進に関わる全ての方々におかれましては、計画の趣旨をご理解いただくとともに、その推進についてご協力いただきますよう、心よりお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました湯沢町老人福祉計画及び介護保険事業計画検討委員会の委員の皆さまをはじめ、アンケート調査などにご協力いただきました多くの皆さまに、心からお礼を申し上げます。

令和6年3月

湯沢町長

田村正幸

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
第1節 計画策定の趣旨	3
第2節 計画の位置づけ	4
第3節 計画期間	5
第4節 計画策定の体制	6
第5節 第9期計画策定における国の基本指針の見直し等	7
第2章 高齢者の現状と将来推計	9
第1節 人口と世帯の状況	11
第2節 要介護・要支援認定者の状況	16
第3節 介護保険サービスの状況	20
第4節 アンケート調査結果の概要	23
第5節 本町の課題	33
第3章 計画の基本的な考え方	35
第1節 基本理念	37
第2節 基本方針	37
第3節 重点施策	38
第4節 施策体系	40
第5節 日常生活圏域の設定	41
第4章 高齢者保健事業	43
第1節 健康寿命の延伸	45
第2節 こころの健康づくり	48
第5章 高齢者福祉事業	49
第1節 生活支援・援護事業	51
第2節 施設福祉及び居住支援事業	54
第6章 介護保険事業	57
第1節 介護サービスの現状と今後の見込	59
第2節 地域支援事業の現状と今後の見込	83
第3節 保健福祉事業	95
第7章 介護保険事業費用の見込	97
第1節 給付費等の推計	99

第8章 計画の推進	109
第1節 計画の推進体制	111
資料編	113
1 湯沢町老人福祉計画及び介護保険事業計画策定の経過	115
2 湯沢町老人福祉計画及び介護保険事業計画検討委員会設置要綱	116
3 湯沢町老人福祉計画及び介護保険事業計画検討委員会名簿	118
4 介護保険料の変遷	119
5 湯沢町で利用できる介護（介護予防）サービス	124

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

国民の共同連帯の理念に基づき、要介護者等を社会全体で支援する仕組みとして、平成12年（2000年）に介護保険制度は創設されました。創設から23年が経過し、本町における介護保険サービス利用者も360人（令和5年4月利用分）となり、介護が必要な高齢者の生活を支える中心的な役割を果たしています。

こうした中で、令和7年（2025年）には全ての団塊世代が75歳以上に到達するとともに、令和22年（2040年）には90歳以上となって介護ニーズのさらなる増加が見込まれるほか、団塊ジュニア世代も65歳の高齢期に到達することも視野に入れ、介護保険制度を中心とした高齢者の生活を支える仕組みを安定的に継続することが求められます。

そのためには、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、限りある社会資源を活用し、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」をさらに深化・推進していく必要があります。

それは、高齢者を「支援の受け手」として画一的に位置付けるのではなく、地域社会を支える「参加者」としてさまざまな社会参加の機会と環境をつくり、高齢者を含めた全ての世代が持てる力を出し合いともに支え合う「地域共生社会」の実現を図っていくことでもあります。

本町では、「湯沢町総合計画（2021-2030）」において「君と一緒に暮らす町」を目指す将来像に掲げ、保健・福祉・医療分野の基本政策「地域で支え合い、笑顔があふれるまちづくり」により各施策を推進し、その分野計画である「湯沢町老人福祉計画及び第8期介護保険事業計画」において「地域包括ケアシステム」の深化を図り、介護サービスの充実と高齢者を支える地域づくりを推進してきました。

今般、この第8期計画期間が終了することから、超高齢社会にある本町の高齢者を取り巻く情勢や課題を踏まえ、「地域で支え合い、笑顔があふれるまちづくり」をさらに推進するため「湯沢町老人福祉計画及び第9期介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

第2節 計画の位置づけ

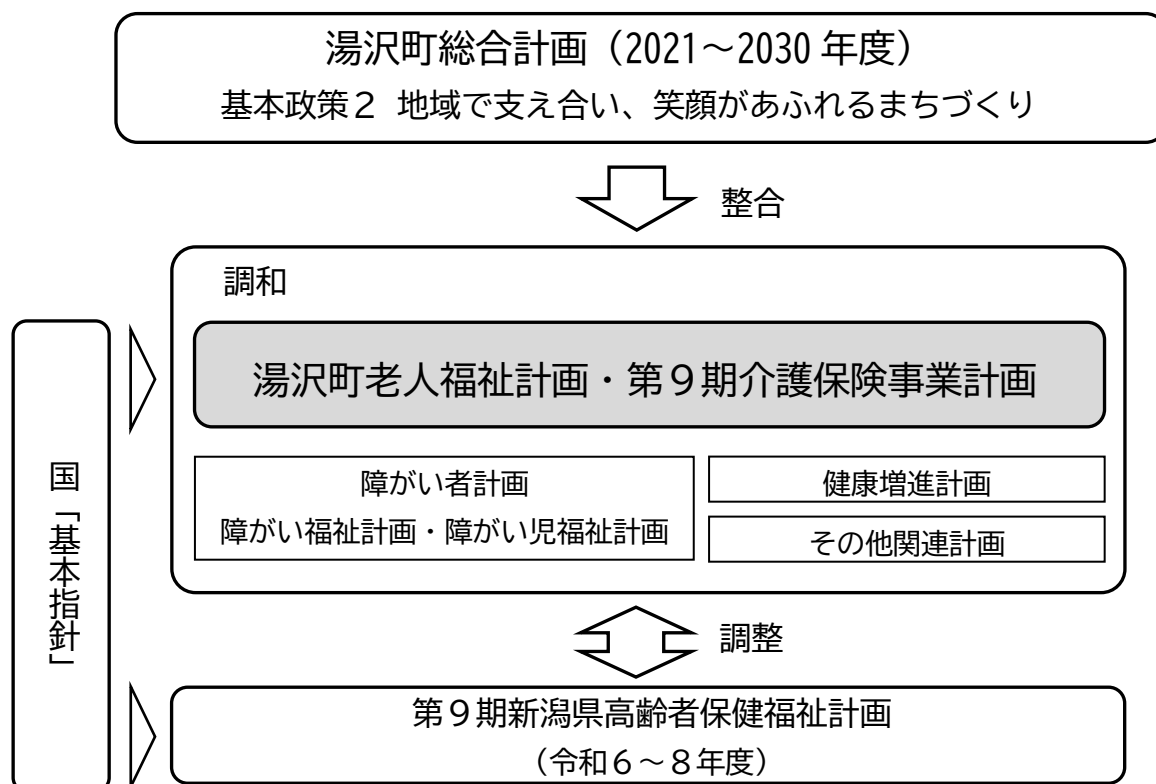
1 法的根拠

この計画は、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づく市町村老人福祉計画及び介護保険法第117条第1項の規定に基づく市町村介護保険事業計画として、一体的に策定しました。

2 関連計画との調和

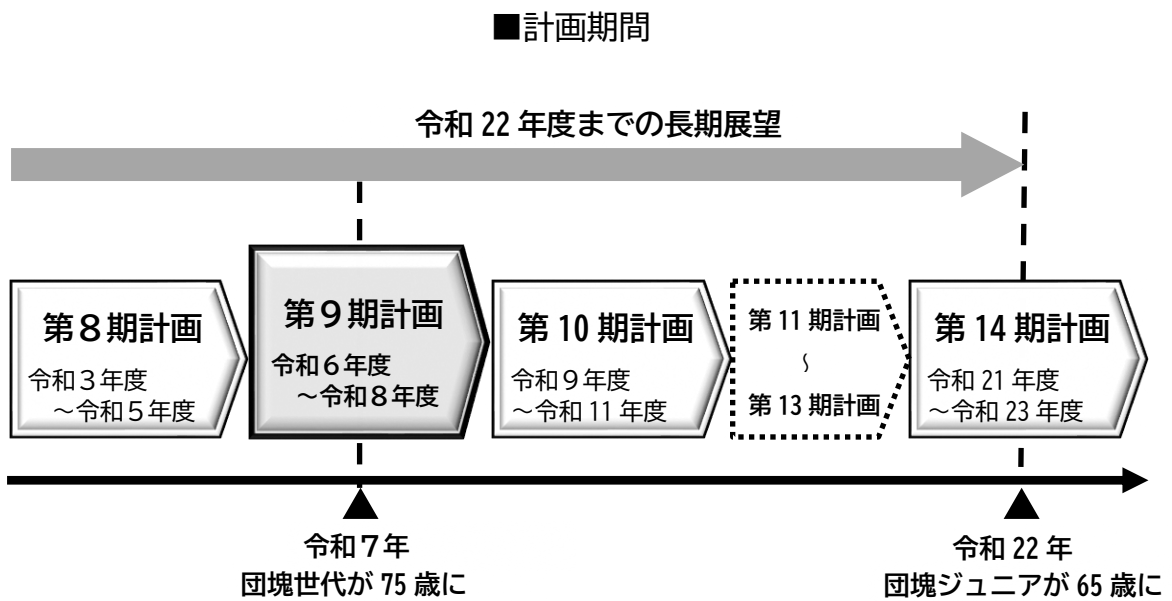
本計画は、国の基本指針に即し、かつ、本町の最上位計画である「湯沢町総合計画」の「基本政策2 地域で支え合い、笑顔があふれるまちづくり」の具体的な実現を目指すものであり、保健福祉分野の関連計画との整合を図り策定したものです。

■計画の位置づけ



第3節 計画期間

本計画は、団塊ジュニア世代が65歳高齢期に到達する令和22年（2040年）年を見据えつつ、介護保険法第117条第1項の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間としますが、社会情勢の変化等を踏まえ、状況に応じて見直しを図ります。



第4節 計画策定の体制

1 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、保健・医療・福祉・介護の関係者、学識経験者、被保険者の代表からなる「湯沢町老人福祉計画及び介護保険事業計画検討委員会」において、策定に関する協議・検討と計画に対する意見や要望の集約を図りました。

2 計画策定への町民参加

本計画の策定にあたって、高齢者やその介護者の実態や課題、意見や要望等を把握するために、一般高齢者（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）及び在宅の要支援・要介護認定者（在宅介護実態調査）を対象としてアンケートを実施し、計画策定の基礎資料としました。

3 パブリックコメントの実施

本計画に対して、町民から幅広い意見を反映させるために、パブリックコメントを実施しました。

第5節 第9期計画策定における国の基本指針の見直し等

第9期介護保険事業計画の策定における国の基本指針においては、大きな制度変更はなく、見直しと記載の充実が示されました。その内容は次のとおりです。

第9期介護保険事業（支援）計画の基本指針（大臣告示）のポイント

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要
- ・医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
- ・中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

② 在宅サービスの充実

- ・居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- ・居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
- ・居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

① 地域共生社会の実現

- ・地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進
- ・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
- ・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要

② デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備

③ 保険者機能の強化

- ・給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

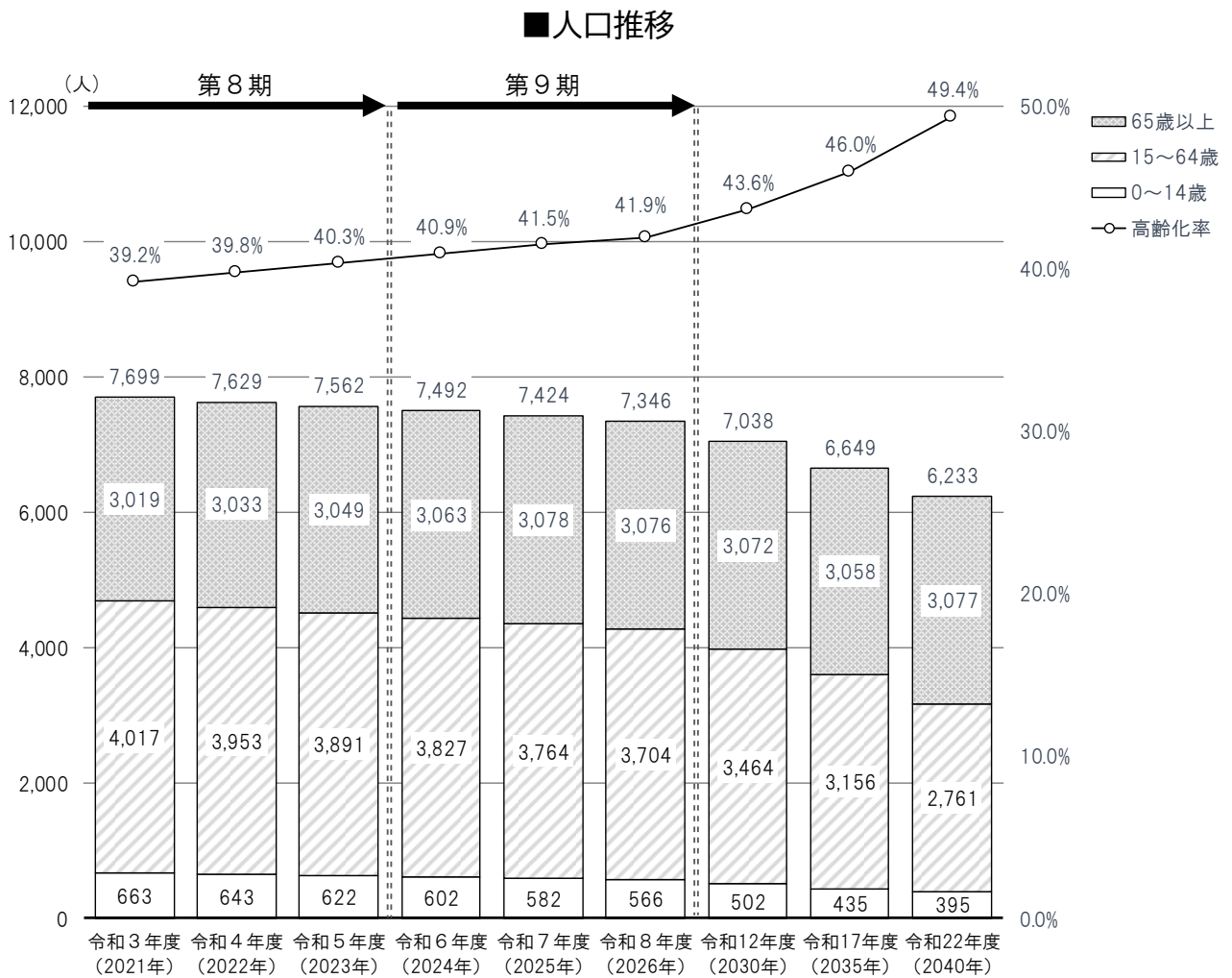
- ・介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
- ・都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用。
- ・介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

第2章 高齢者の現状と将来推計

第1節 人口と世帯の状況

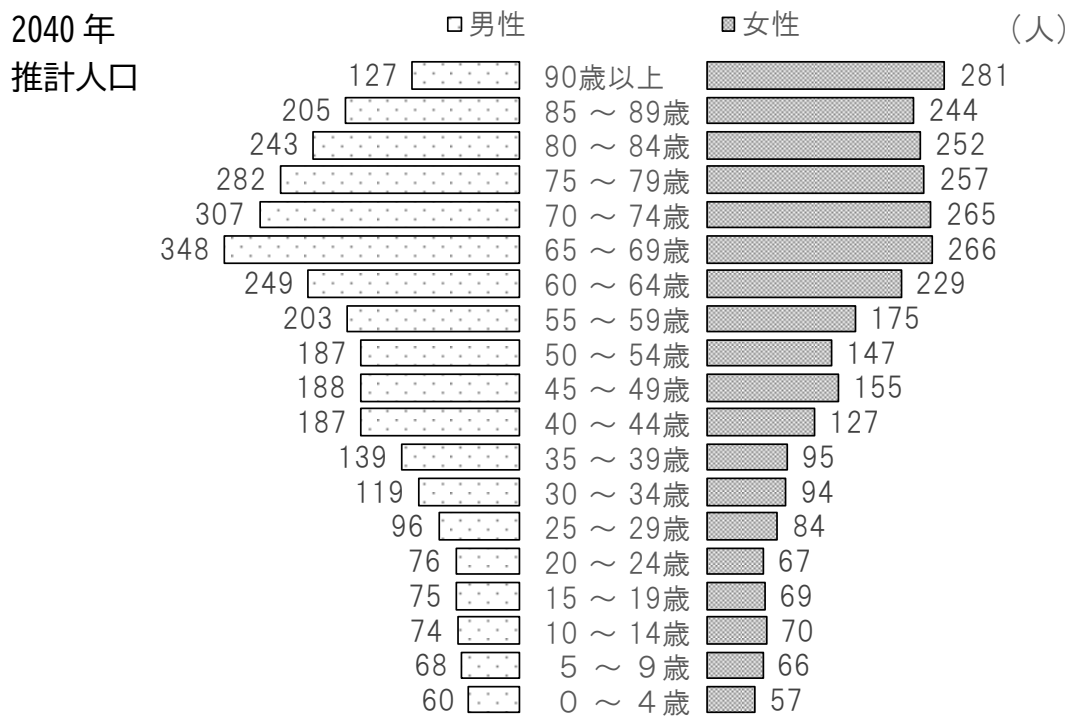
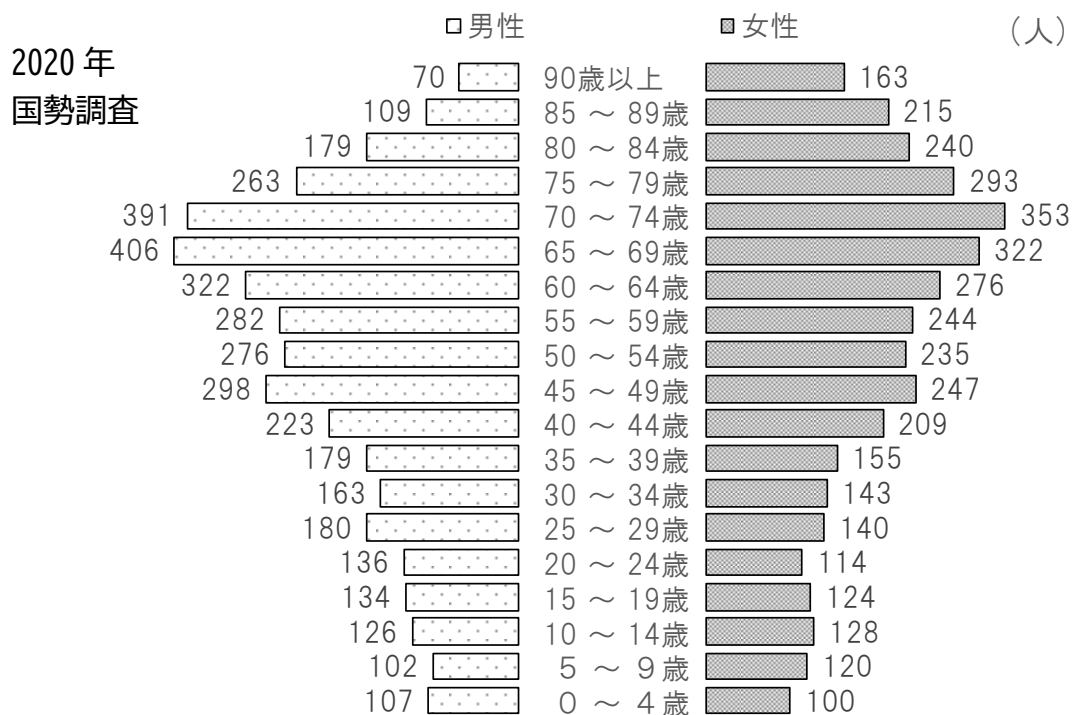
1 人口推移

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」によると、本町の総人口は減少傾向で推移し、この傾向が長期的に継続すると見込まれます。年齢3区分で見ると、いずれも減少しますが、高齢者人口（65歳以上）は令和8年度まではほぼ横ばいに推移し、最も緩やかな減少であることから、令和22年には高齢化率が49.4%となると見込まれます。



※国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」により作成。

■人口ピラミッド

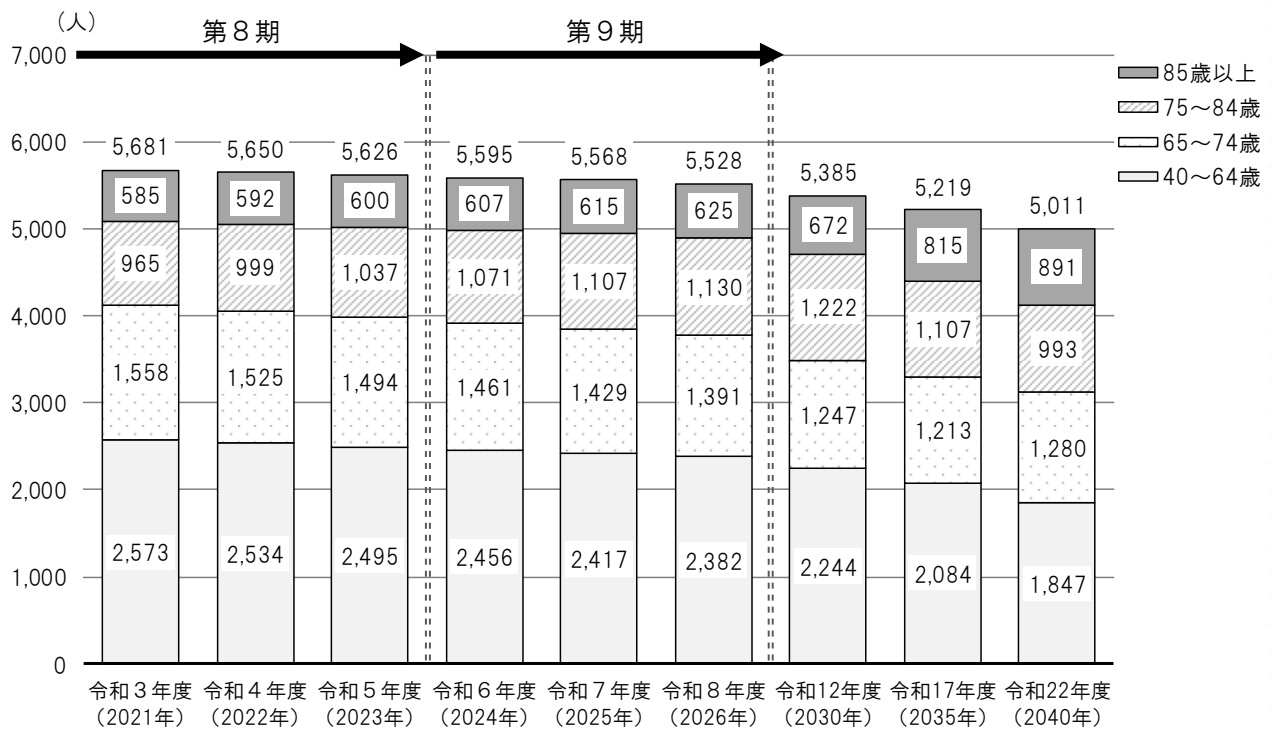


2 介護保険被保険者数の推移と将来推計

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」による本町の推計人口をもとに、推計の基本となる国勢調査人口と第1号被保険者数との乖離（次頁参照）を性・年齢区分別に補正したものが次のグラフです。

本町の被保険者数は、近年、減少傾向で推移し、今後も短期及び中長期にわたり減少傾向で推移するものと見込まれます。ただし、年齢区分別にみると令和12年度までは75～84歳が増加した後に減少に転じ、また、85歳以上は一貫して増加傾向にあり、令和17年度には800人台になるものと見込まれます。

■介護保険被保険者数の推移と将来推計



※令和3～5年度は介護保険事業状況報告。令和6年度以降は推計値。いずれも地域包括ケア「見える化」システムにより作成。

■人口と第1号被保険者の差異

CHECK

将来推計人口を将来の第1号被保険者数として利用する場合、人口と被保険者数は定義上の差異を有することについて留意する必要があります。

<人口と第1号被保険者数>

人口(国勢調査)	第1号被保険者
<p>【含まれる者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査時において、本邦内に常住している者 (注1)「常住している者」とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者 (注2) 次の者については、次の場所に「常住している者」とみなした。 ✓ 学校教育法に規定する学校等に在学している者で、通学のために寄宿舎、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設 ✓ 病院又は療養所に引き続き3か月以上入院し、又は入院している者はその入院先、それ以外の者は3か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅 ✓ 船舶(自衛隊の使用する船舶を除く。)に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者はその住所、陸上に生活の本拠の無い者はその船舶 ✓ 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部(基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部)の所在する場所 ✓ 刑務所、少年刑務所又は拘留所に収容されている者のうち、死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院又は婦人補導院 <p>【含まれない者】</p> <ol style="list-style-type: none"> 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員(随員を含む。)及びその家族 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族 	<p>【含まれる者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村の住民のうち65歳以上の者 (注1)「住民」とは基本的に住民基本台帳上の住所がある者であり、当該市町村に居住していなくても以下の場合は「住民」となる。 ✓ 住所地特例対象施設* に入所等をしている者 ✓ 服役をしている者であって服役前の世帯が刑務所とは異なる市町村であった者・・・等 (注2) 適法に3か月を超えて在留する等の外国人は被保険者となる。 <p>* 住所地特例対象施設(H27.4改定以前)</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護保険施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設) 特定施設(有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受けていない賃貸方式のサービス付き高齢者向け住宅を除く。)、養護老人ホーム、軽養老人ホーム) 養護老人ホーム <p>【含まれない者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 適用除外施設に入所・入院している者(適用除外施設) ✓ 児童福祉法の医療型障害児入所施設 ✓ 児童福祉法の指定医療機関(医療型児童発達支援の指定病床) ✓ 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法の施設 ✓ 国立ハンゼン病療養所等 ✓ 生活保護法の救護施設 ✓ 労働者災害補償保険法の被災労働者の介護の援護を行う施設 ✓ 障害者支援施設に知的障害者福祉法により入所する知的障害者 ✓ 指定障害者支援施設に障害者自立支援法の支給決定により入所する定期障害者および精神障害者 ✓ 障害者自立支援法の療養介護を行う病院

地域包括ケア「見える化」システム利用マニュアル
【システム操作編② 将来推計】第9.0版 W2-12頁

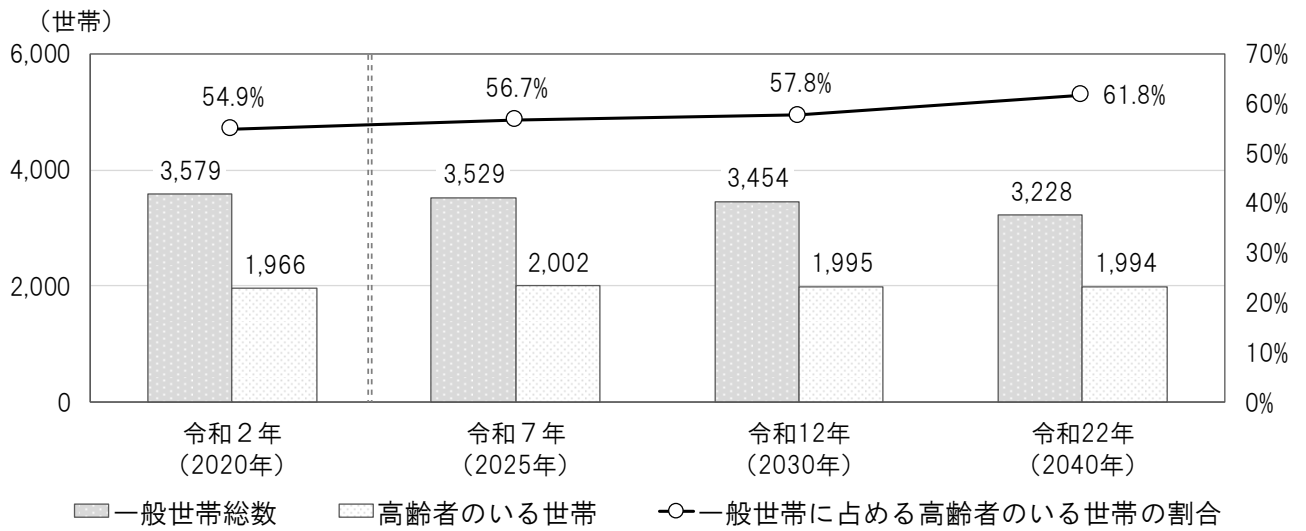
3 世帯状況

国立社会保障・人口問題研究所が平成30年に発表した「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）」における新潟県の世帯類型別の増減率を用いて、令和2年国勢調査の結果をもとに、世帯数推計を行いました。

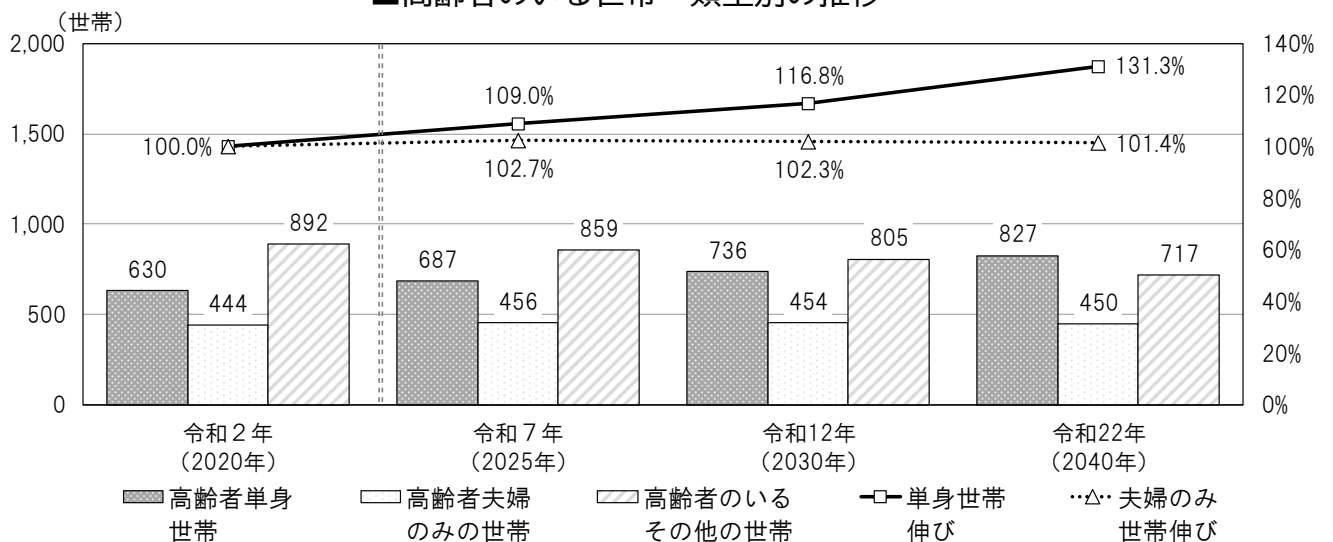
本町の「一般世帯総数」は、長期的に減少傾向で推移する一方で、「高齢者のいる世帯」はほぼ横ばいに推移し、令和22年には1,994世帯になるものと見込まれます。

さらに「高齢者のいる世帯」について類型別にみると、令和22年には要介護性の高い「高齢者単身世帯」が顕著に増加し827世帯になるものと見込まれます。

■一般世帯総数及び高齢者のいる世帯数の推移



■高齢者のいる世帯・類型別の推移

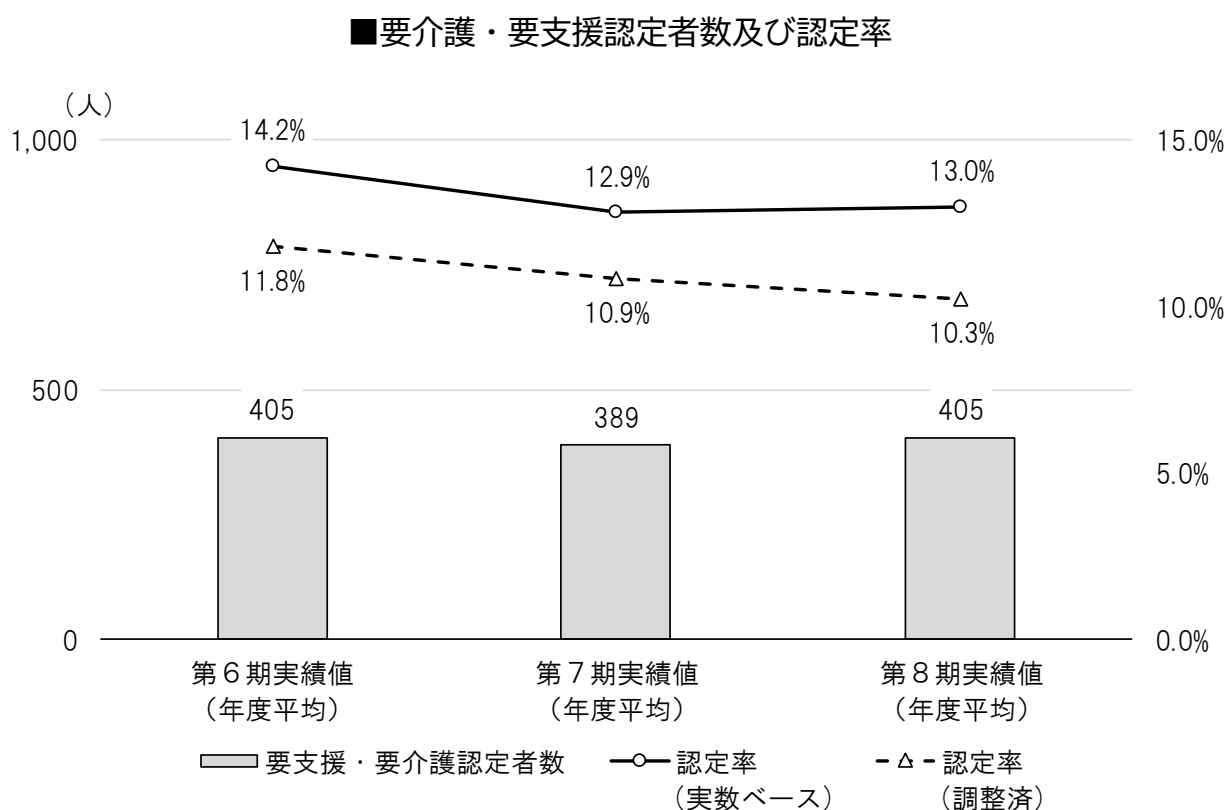


第2節 要介護・要支援認定者の状況

1 中期的推移

要介護・要支援認定者数及び認定率（要介護・要支援認定者数÷第1号被保険者数）について、第6期計画期間（平成27～29年度）、第7期計画期間（平成30～令和2年度）及び第8期計画期間（令和3～5年度）の各期平均値を用いて中期的な推移としてみると、認定者数は、増減しながら、第8期には405人となっています。

認定率は、実数ベースで第6期の14.2%から第8期は13.0%に減少しています。また調整済認定率¹は11.8%から10.3%へ減少しています。



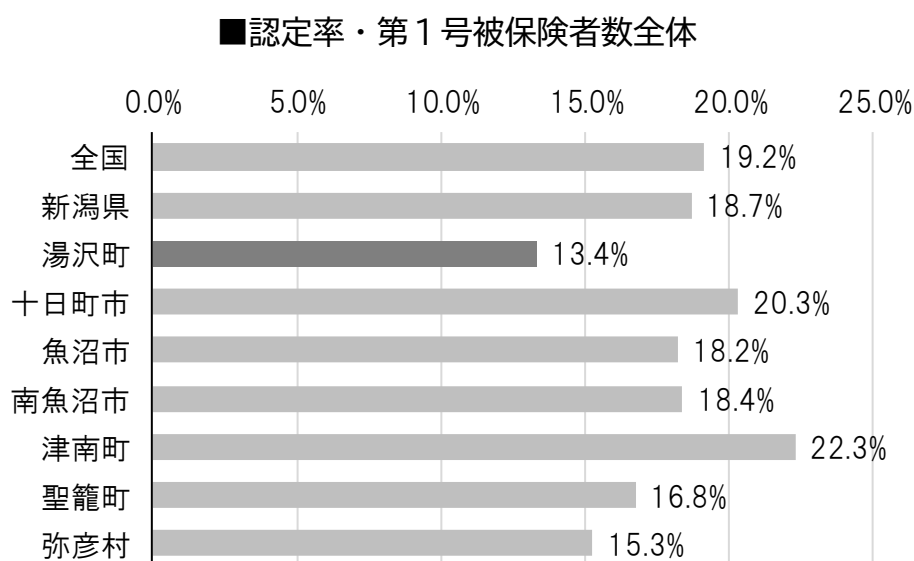
※地域包括ケア「見える化」システムのデータにより作成。第8期は令和3～4年度の平均。

¹ 調整済認定率：「どの地域も全国平均と全く同じ第1号被保険者数の性・年齢構成である」と仮定して計算した認定率を意味する。

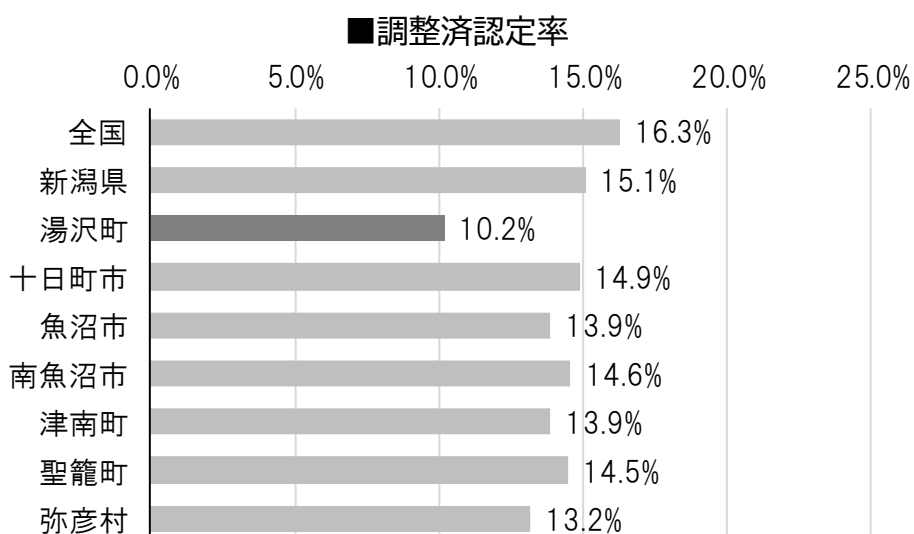
2 認定率の比較

認定率について、国、県、新潟県老人福祉圏域「魚沼圏域」内の他市町村（十日町市、魚沼市、南魚沼市、津南町）及び第1号被保険者数が同規模の県内町村（聖籠町、弥彦村）と比較すれば、本町の認定率は、第1号被保険者数全体では13.4%と、国、県よりも低く、他市町村比較でも、最も低くなっています。また、調整済認定率でも、国、県、他市町村比較のいずれも最も低い水準です。

年齢区分により、特に後期高齢者についてみると（次頁グラフ）、75～84歳は9.8%、85歳以上は47.6%です。いずれも相対的に低い水準に位置しています。

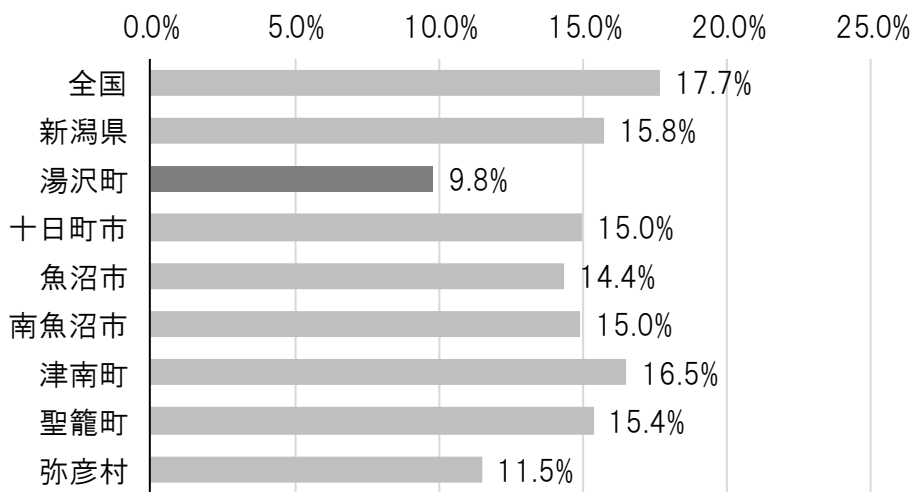


※「地域包括ケア見える化システム」令和4年度データで作成。本頁下図及び次頁同様。

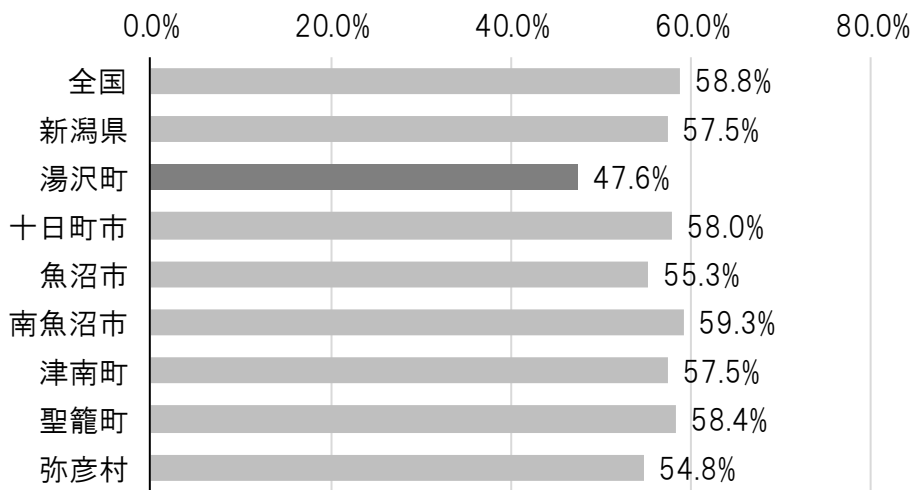




■認定率・75～84歳



■認定率・85歳以上

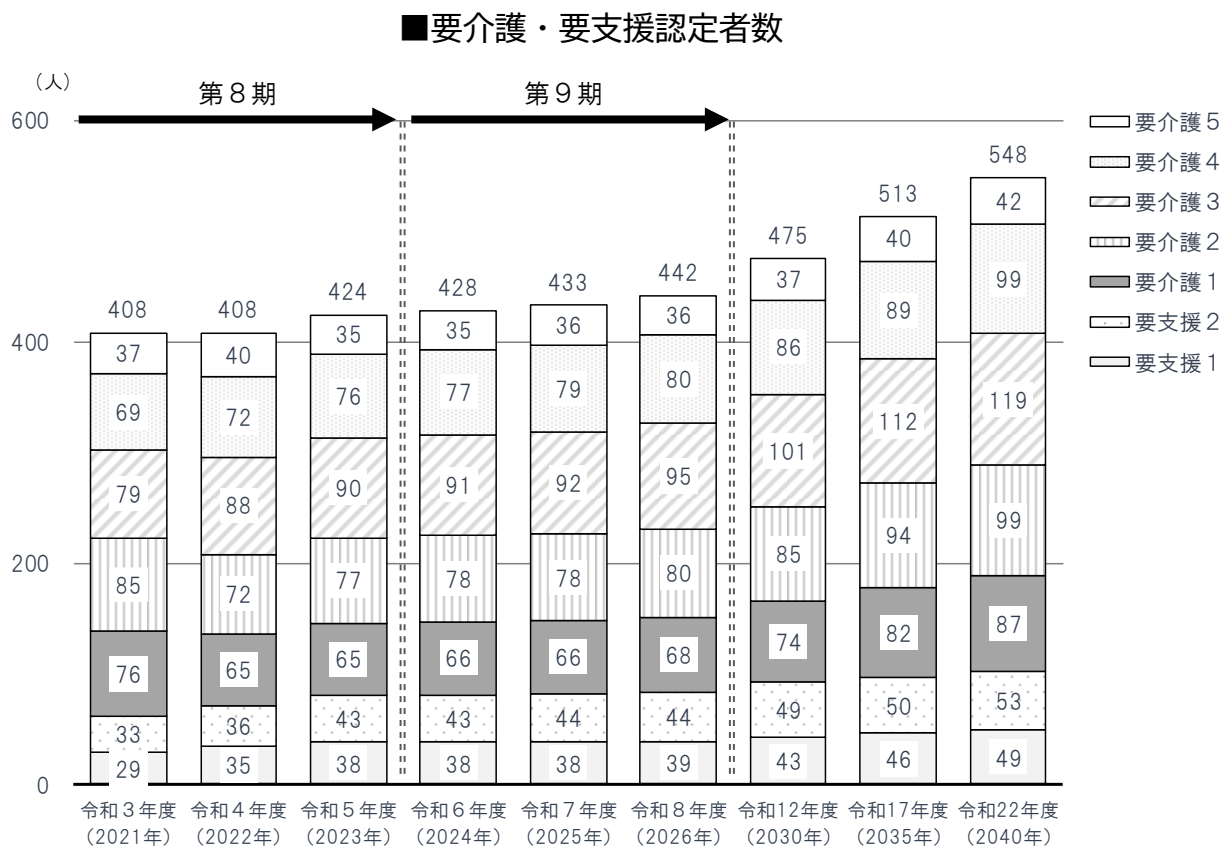


3 短期的推移と推計

第8期計画期間における認定者数は、令和3年度が408人、令和4年度が408人、令和5年度が424人となっており、令和5年度に増加しました。

直近の認定率の状況が、今後も継続すると仮定した第9期計画期間中の認定者数は、420～440人台で推移するものと見込まれます。

また、さらに長期の推計をすれば、令和12年度が475人、令和17年度が513人、令和22年度が548人と、増加傾向で推移するものと見込まれます。



※令和3～5年度は介護保険事業状況報告、令和6年度以降は推計値。いずれも「地域包括ケア見える化システム・将来推計」により作成。

第3節 介護保険サービスの状況

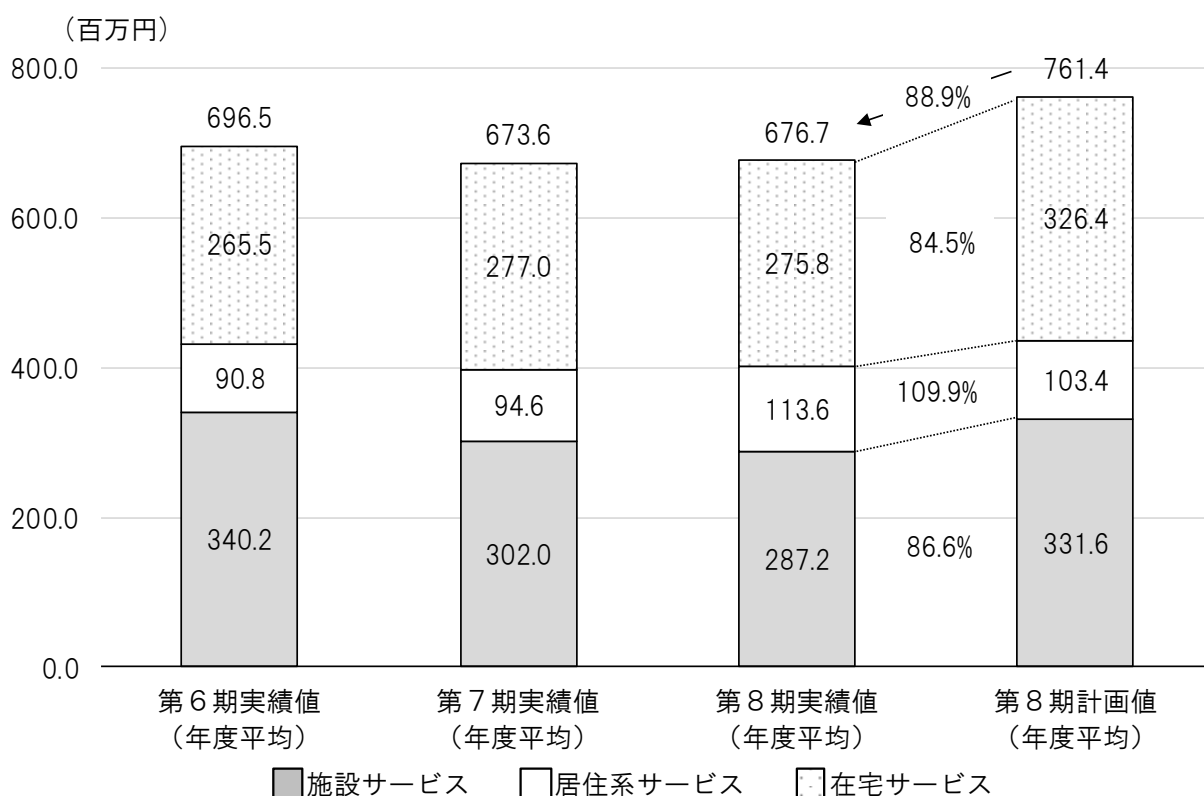
1 給付費の中期的推移

給付費の合計は、第6期の約6.97億円から第7期に約6.74億円に減少した後、第8期には約6.77億円に若干増加しました。

サービス系統別にみると、第7期から第8期にかけて、居住系サービスは約9,460万円から約1.14億円に増加しましたが、在宅サービスは約2.77億円から約2.76億円に、施設サービスは約3.02億円から約2.87億円に、それぞれ減少しています。

また、第8期の実績値は、給付費全体で計画値に対して88.9%と、計画による見込みよりも約1割低い実績となっています。サービス系統別には、在宅サービスは84.5%、施設サービスは86.6%と8割台である一方、居住系サービスは109.9%と計画値をやや上回る実績となっています。

■給付費の中期的推移



※地域包括ケア「見える化」システムのデータにより作成。

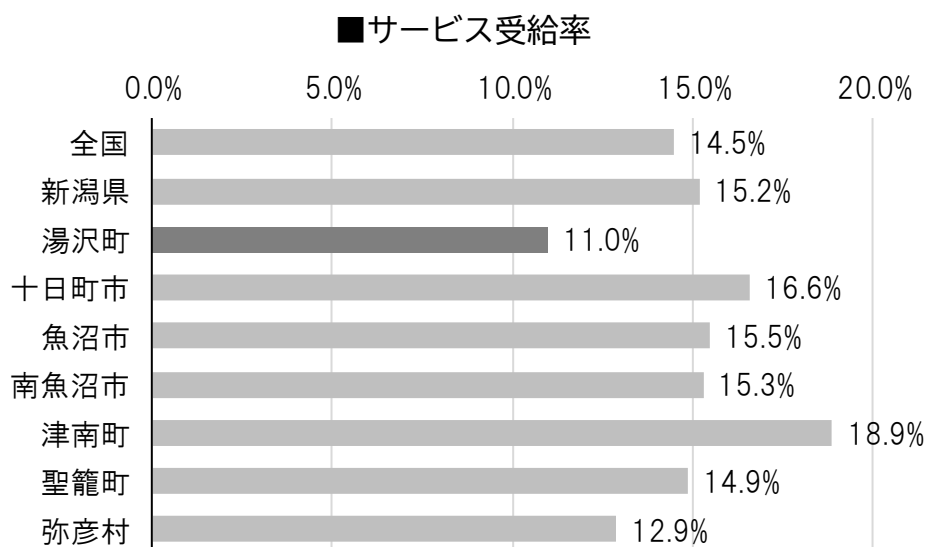
※介護保険サービスの分類

サービス種別	サービス名（予防含む）
施設サービス	・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護
居住系サービス	・認知症対応型共同生活介護 ・特定施設入居者生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護
在宅サービス	・訪問介護 ・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・居宅療養管理指導 ・通所介護 ・通所リハビリテーション ・短期入所生活介護 ・短期入所療養介護 ・福祉用具貸与 ・特定福祉用具購入 ・住宅改修 ・居宅介護支援 ・定期巡回 ・随時対応型訪問介護看護 ・夜間対応型訪問介護 ・地域密着型通所介護 ・認知症対応型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護

2 サービス受給率の状況

介護サービスの給付に関する主要の指標である「サービス受給率（サービス利用者数÷第1号被保険者数）」について、国、県、圏域内他市町村と比較すると、本町は、認定率が低いこともあり、11.0%と最も低い水準となっています。

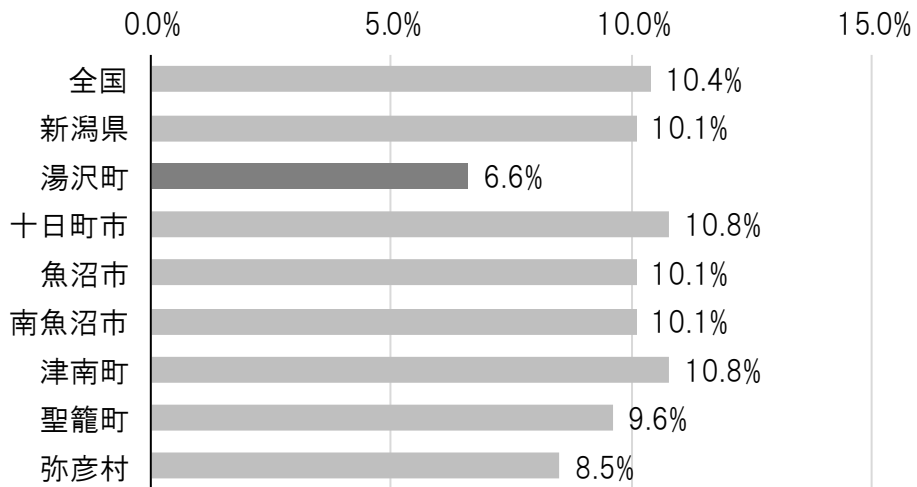
サービス系統別にみれば、在宅サービスは最も低い水準、居住系サービスと施設サービスは国とほぼ同水準です。特に施設サービスは、県及び他市町村との比較では、顕著に低い水準となっています。



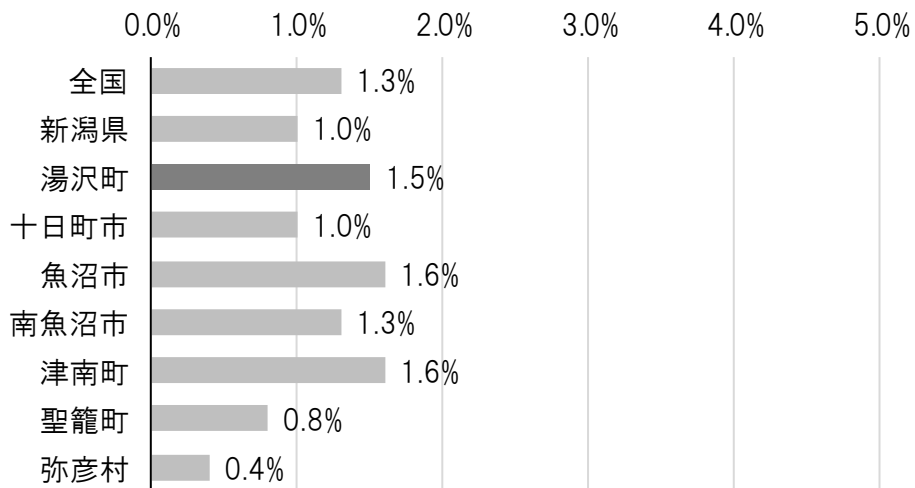
※「地域包括ケア見える化システム」令和4年度データで作成。本頁下図及び次頁同様。



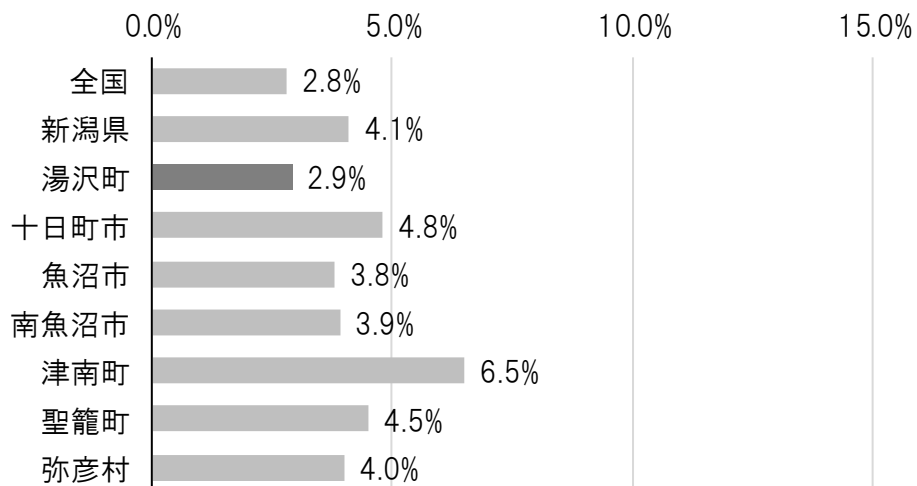
■在宅サービス受給率



■居住系サービス受給率



■施設サービス受給率



第4節 アンケート調査結果の概要

1 調査摘要

本計画の策定にあたり、要介護者等を含む高齢者の生活状況や介護サービスニーズを把握することにより、令和6年度以降の介護サービス基盤整備計画の検討資料とするとともに、日常生活支援総合事業（地域支援事業）及び一般施策における高齢者生活支援サービスの必要性を適切かつ多角的に分析することを目的として実施しました。

なお、調査結果の詳細については、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果報告書」及び「在宅介護に関する実態調査結果報告書」を作成しています。

区分	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	在宅介護実態調査
調査対象	65歳以上の町民（要支援認定者含む）のうち無作為に抽出した600人	要介護認定者（施設入所者を除く）217人
調査方法	郵送による配付・回収	郵送による配付・回収
調査時期	令和5年2月	令和5年2月
有効回答数	375	126
有効回答率	62.5%	58.1%

※アンケート調査結果についての注記

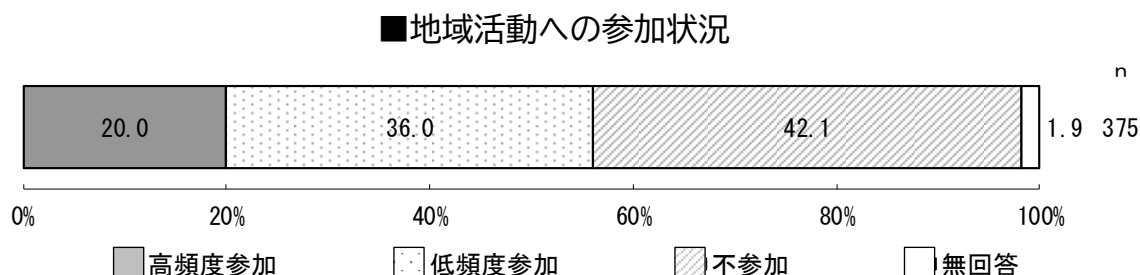
- 比率は百分率（％）で表し、小数点以下2位を四捨五入して算出しています。従って、合計が100%を上下する場合があります。
- 基数となるべき実数は、“n=〇〇〇”として掲載し、各比率は“n=〇〇〇”を100%として算出しました。
- 【複数回答】とある問は、1人の回答者が複数の回答を出してもよいため、各回答の合計比率は100%を超える場合があります。また、図表において無回答については省略しています。
- 問の中には回答を限定する問があり、回答者の数が少ない場合もあります。

2 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

(1) 地域活動への参加状況

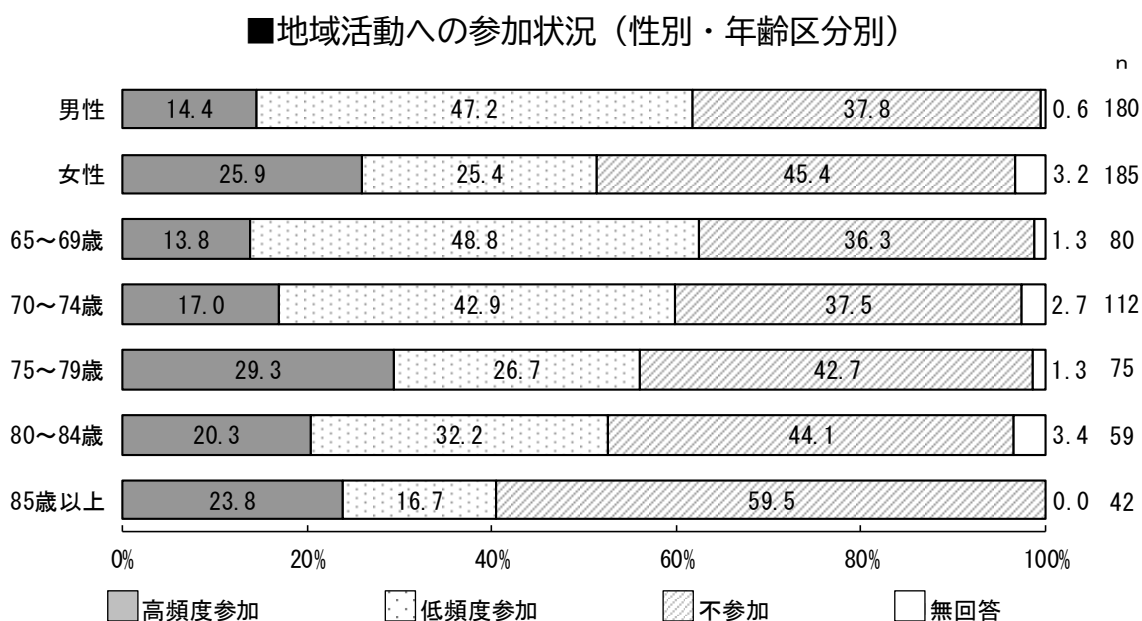
本調査では、「(1)ボランティアのグループ」から「(8)収入のある仕事」の8種の活動について、「週4回以上」、「週2～3回」、「週1回」、「月1～3回」、「年に数回」、「参加していない」の6肢で回答を得ています。このうち「⑧収入のある仕事」を除く7種の狭義の地域活動について、いずれか1項目でも「週1回」以上の回答をした票を「高頻度参加」、同様に、「月1～3回」及び「年に数回」と回答した票を「低頻度参加」、上記以外の票（(1)～(7)すべて無回答の票を除く）を「不参加」の3群として統合集計しました。

その結果、「高頻度参加」は20.0%、「低頻度参加」は36.0%、「不参加」は42.1%となります。



<性別・年齢区分別>

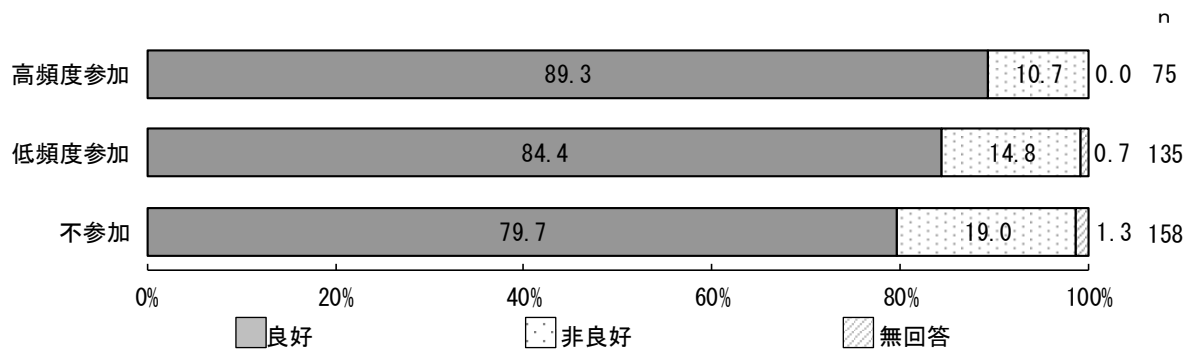
性別では、女性は男性よりも「高頻度参加」が多い一方で、「不参加」もやや多く、また、年齢区分が上がるにつれ「不参加」が多くなっています。



<主観的健康状態>

現在のあなたの健康状態について、「1. とてもよい」と「2. まあよい」を合わせたものを「良好」とし、「3. あまりよくない」と「4. よくない」を合わせたものを「非良好」として統合し、地域活動への参加状況とクロス集計しました。参加度合いが高いほど主観的健康状態の「良好」な割合が高く、参加度合いが低くなるにつれ、「非良好」の割合が高くなっています。

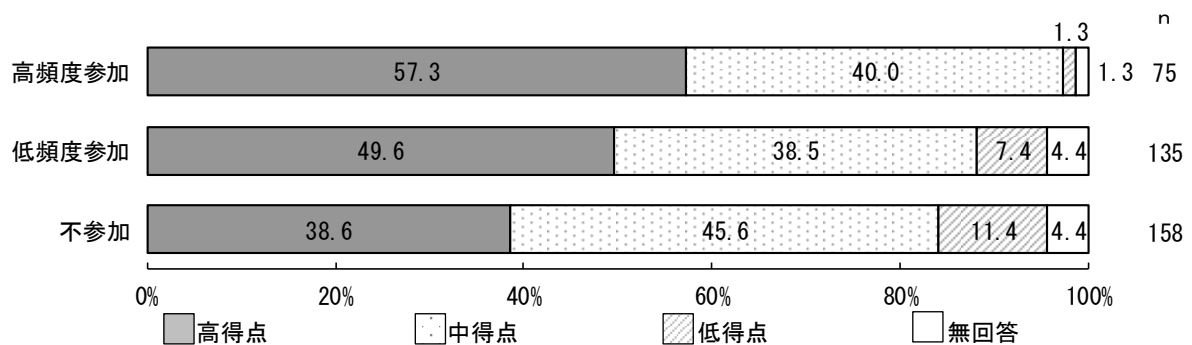
■地域活動への参加状況と主観的健康状態



<幸福度>

現在の幸福度について、「0点（とても不幸）」から「10点（とても幸せ）」まで、11段階の得点で回答を得ていますが、これについて、8点から10点を「高得点群」、5点から7点を「中得点群」、0点から4点を「低得点群」として3群に統合し、クロス集計しました。参加度合いが高いほど高得点群の割合が高く、「不参加」は「低得点群」が11.4%と約1割を占めます。

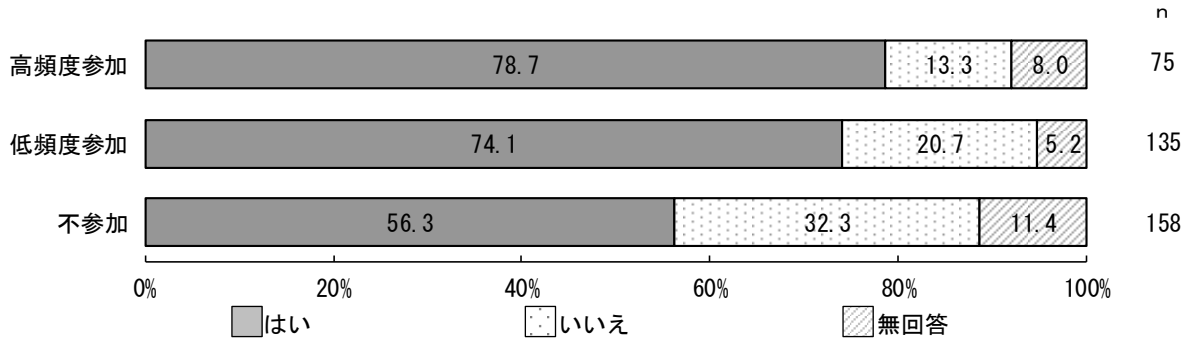
■地域活動への参加状況と幸福度



<生きがい>

生きがいの有無は、参加度合いが高いほど「はい」の割合が高く、「不参加」は「いいえ」が32.3%となっています。

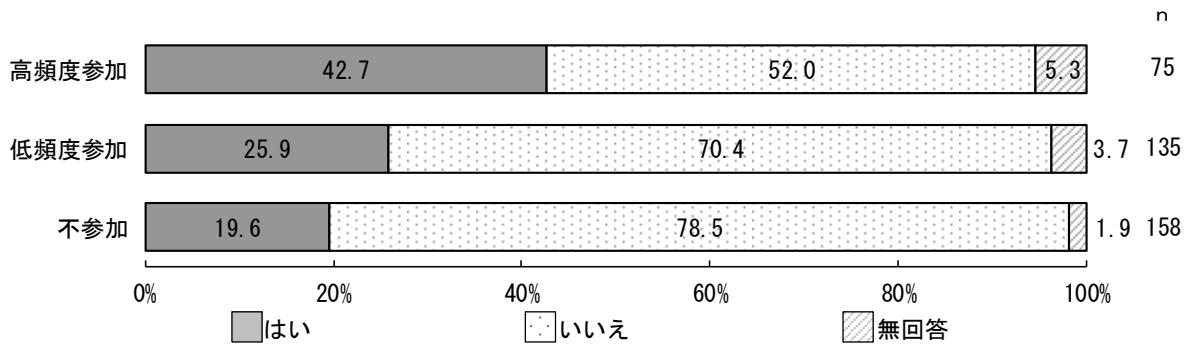
■地域活動への参加状況と生きがい



<認知症に関する相談窓口の認知>

認知症に関する相談窓口の認知は、参加度合いが高いほど「はい」の割合が高く、参加度合いが低いほど「いいえ」の割合が高くなっています。

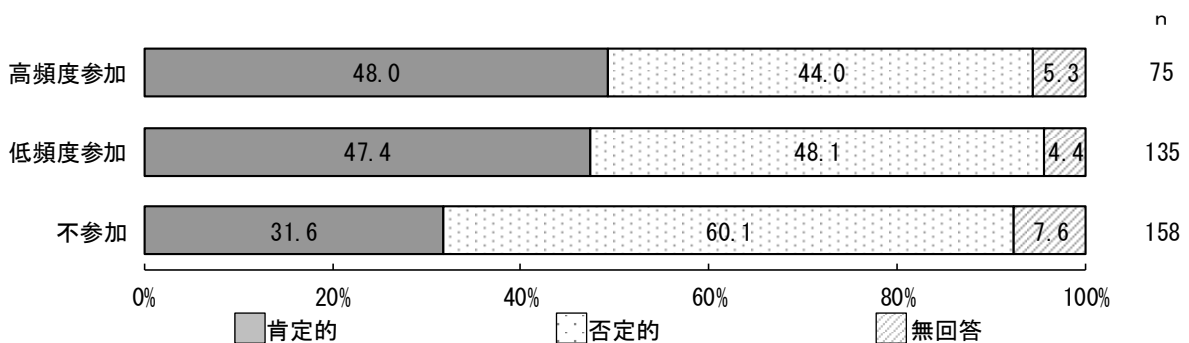
■地域活動への参加状況と認知症に関する相談窓口の認知



<近所の助け合いなどでの支援>

近所の助け合いなどでの支援を受けたいと思うかについては、参加度合いに関わらず参加があれば「肯定的」は47~48%ですが、「不参加」は31.6%となっており、10ポイント以上の差があります。

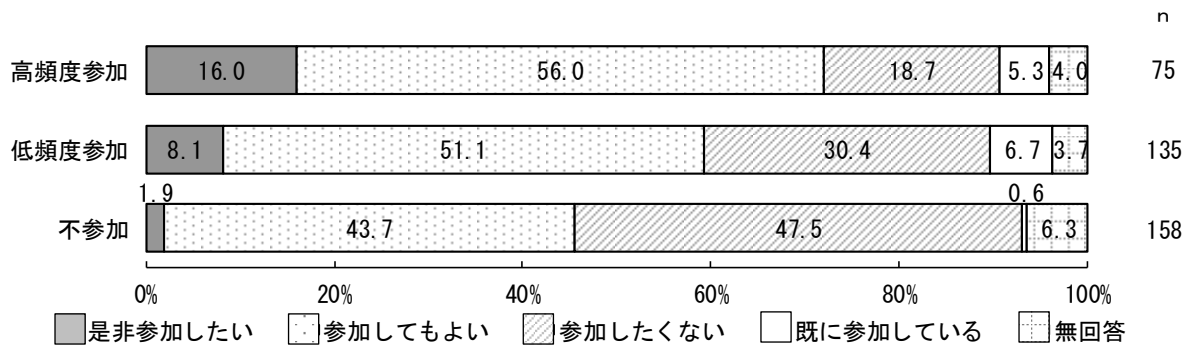
■地域活動への参加状況と近所の助け合いなどでの支援



<地域活動への参加者としての参加意向>

地域活動への参加者としての参加意向について、「高頻度参加」及び「低頻度参加」は参加意欲が高い傾向となっています。「不参加」は「参加したくない」が47.5%ではあるものの、「是非参加したい」が1.9%、「参加してもよい」が43.7%であり、両者を合わせれば4割以上が参加意向を示しています。

■地域活動への参加状況と参加者としての参加意向

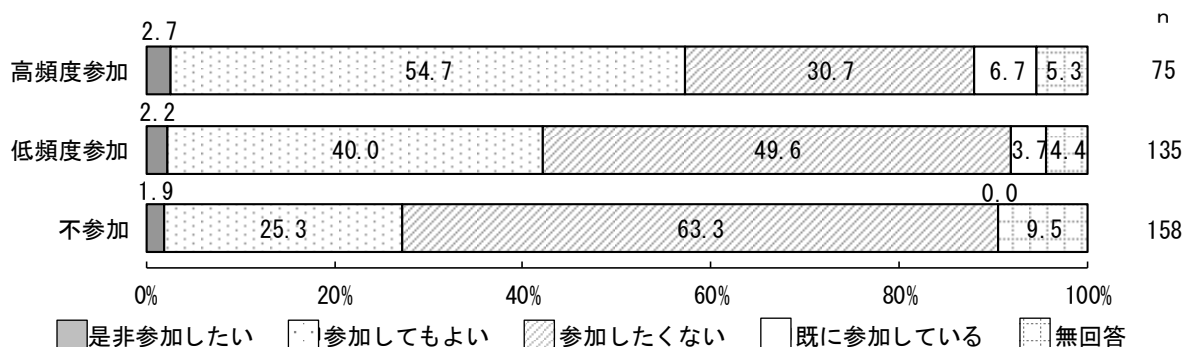


<地域活動への企画・運営者としての参画意向>

地域活動への企画・運営者としての参画意向は、上記「参加者としての参加意向」ほど高い意欲は示されていませんが、概ね同様の傾向がみられ、現状の参加度合いが高いほど参加意欲も高い傾向となっています。

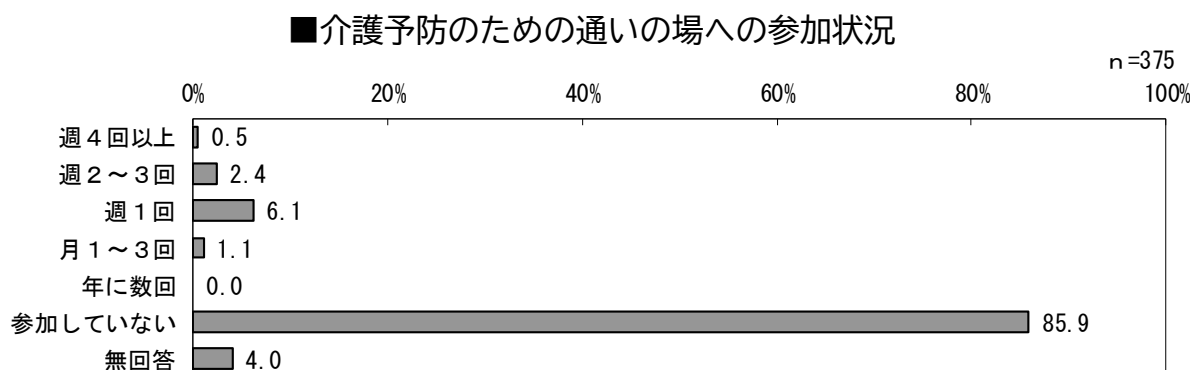
「不参加」も、「是非参加したい」が1.9%、「参加してもよい」が25.3%あり、両者を合わせれば27.2%は参画の意向を示しています。

■地域活動への企画・運営者としての参画意向



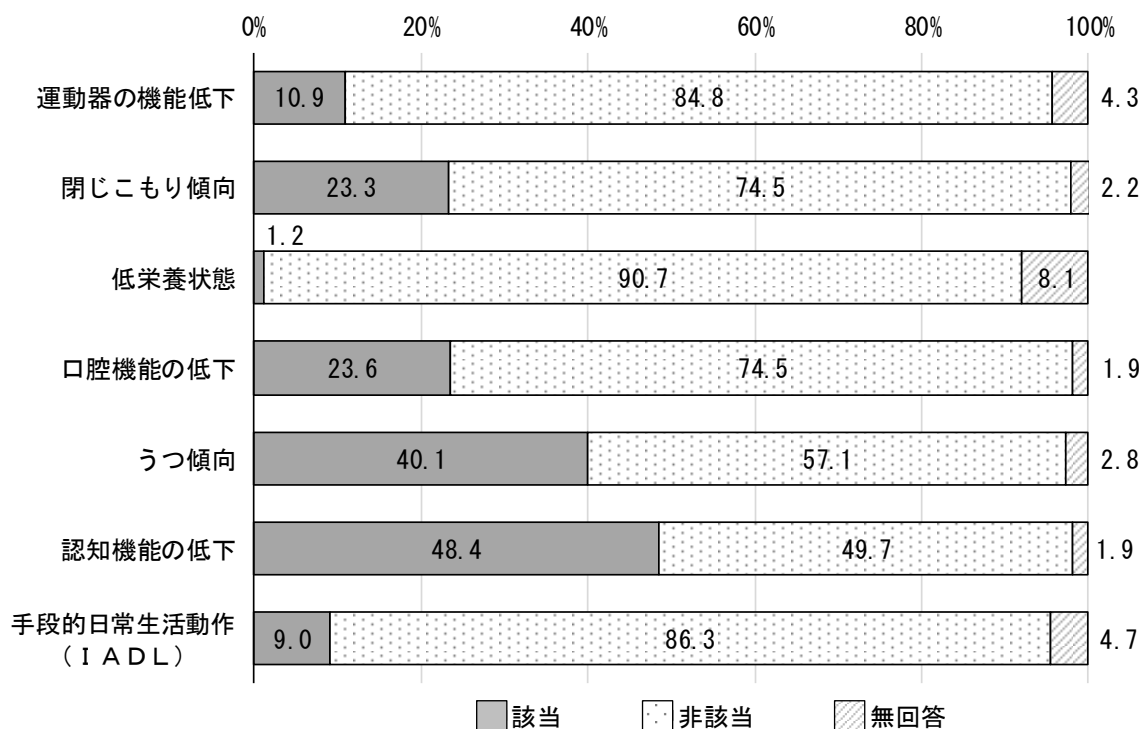
(2) 介護予防のための通いの場への参加状況

温水健康体操教室・元気パワーアップ倶楽部・けんこつ体操教室などの介護予防のための通いの場への参加状況をみると、「参加していない」が85.9% (n=322)を占めます。



「参加していない」と回答した方の各リスク判定結果は次のとおりです。「介護予防のための通いの場」への参加が望まれるところですが、参加が得られていない状況の者が少なくないことを踏まえ、今後の事業の周知、参加の啓発、さらに参加の定着を図ることが必要です。

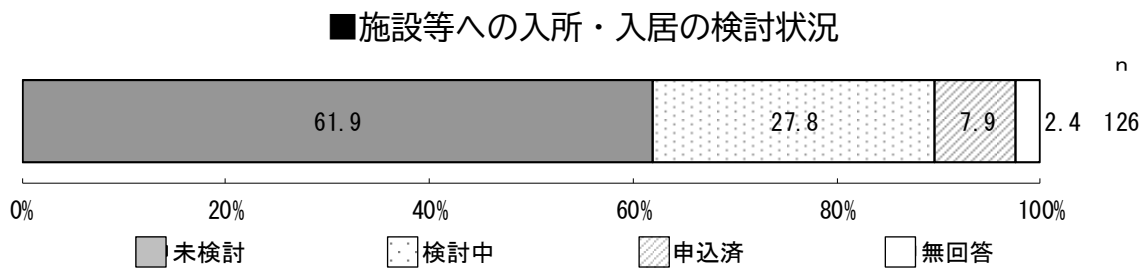
■ 「介護予防のための通いの場」に「6. 参加していない」と回答した者の各リスク判定結果



3 在宅介護実態調査

(1) 施設等への入所・入居の検討状況からの分析

「入所・入居は検討していない」(「未検討」と略記)が最も多く 61.9% (n=78)、
「入所・入居を検討している」(「検討中」と略記)は 27.8% (n=35)、「すでに
入所・入居の申し込みをしている」(「申込済」と略記)は 7.9% (n=10) となっ
ています。

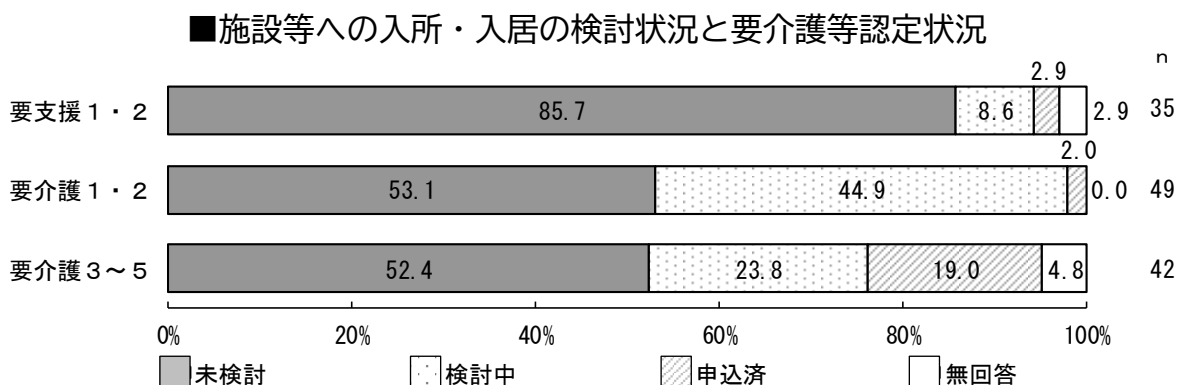


<要介護等認定状況>

調査対象者の要介護等認定の状況を、原則として介護老人福祉施設への入所の対象となっていない「要支援1・2」及び「要介護1・2」、対象となる「要介護3～5」の3群に統合し、入所等の検討状況とクロス集計しました。

「要支援1・2」は「未検討」が85.7%を占めますが、「要介護1・2」は「未検討」が53.1%となり「検討中」が44.9%に増加しています。さらに「要介護3～5」は「未検討」は52.4%であり「要介護1・2」と同水準ですが、「検討中」が23.8%へ減少し、「申込済」が19.0%に増加しています。

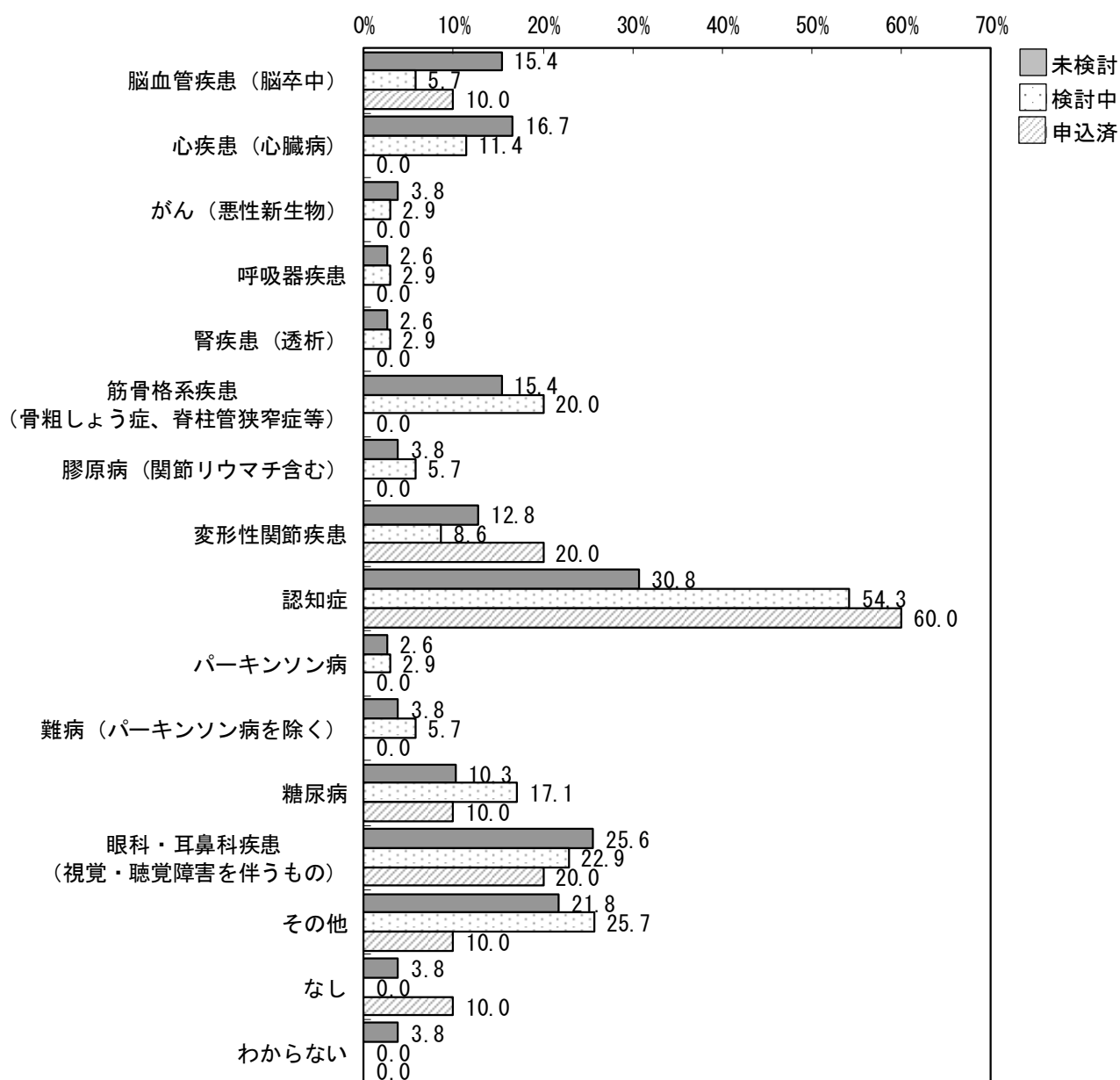
要介護等の状態の重度化とともに、施設等への入所・入居について「未検討」から「検討中」へ、さらに「申込済」へと移行していく状況が確認できます。



<現在抱えている傷病>

現在抱えている傷病をみると、「未検討」、「入所等検討」及び「申込済」のいずれも「認知症」が上位にあげられています。 「未検討」は30.8%であるのに対し、「検討中」は54.3%、「申込済」は60.0%となっています。「認知症」が入所等の検討、あるいは申込みに関して有力な契機となる傷病であることがうかがわれます。

■施設等への入所・入居の検討状況と現在抱えている傷病

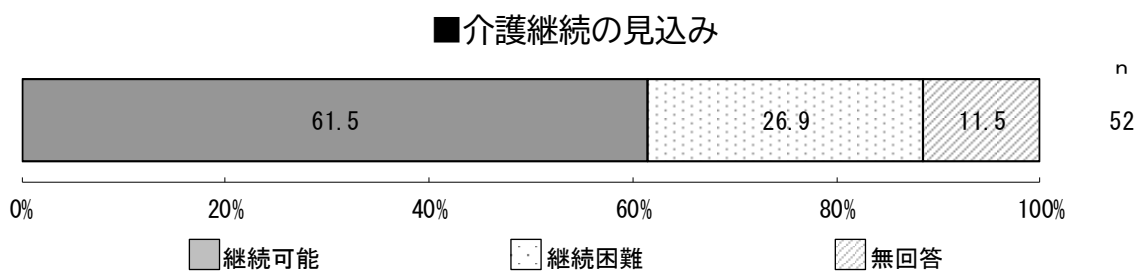


【複数回答】

(2) 主な介護者の介護継続の見込みからの分析

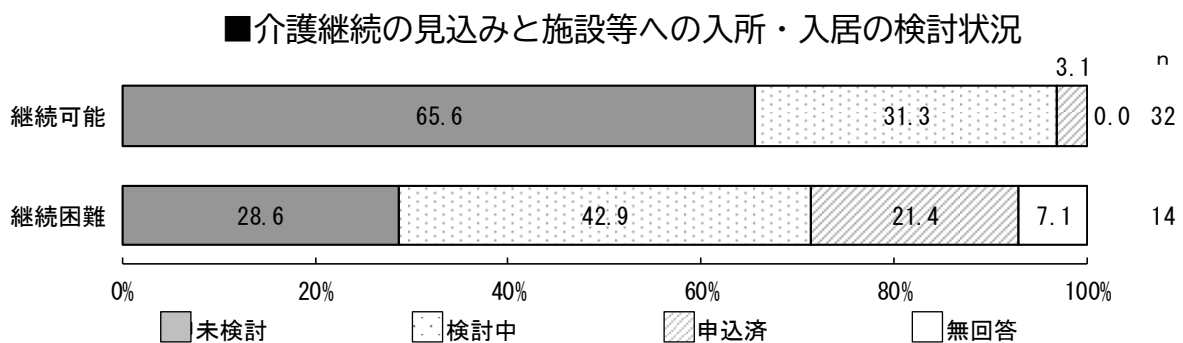
フルタイムあるいはパートタイムで働いている調査対象者の主な介護者に、今後も働きながら介護を続けていかれるかどうかについて回答を得て、これを「問題なく、続けていける」と「問題はあるが、何とか続けていける」を統合して「継続可能」とし、「続けていくのは、やや難しい」と「続けていくのは、かなり難しい」を統合して「継続困難」としたものが次のグラフです。

約6割(61.5%)は継続可能と見込んでいる一方で、約3割(26.9%)が継続困難と見込んでいます。



<介護継続の見込みと施設等への入所・入居の検討状況>

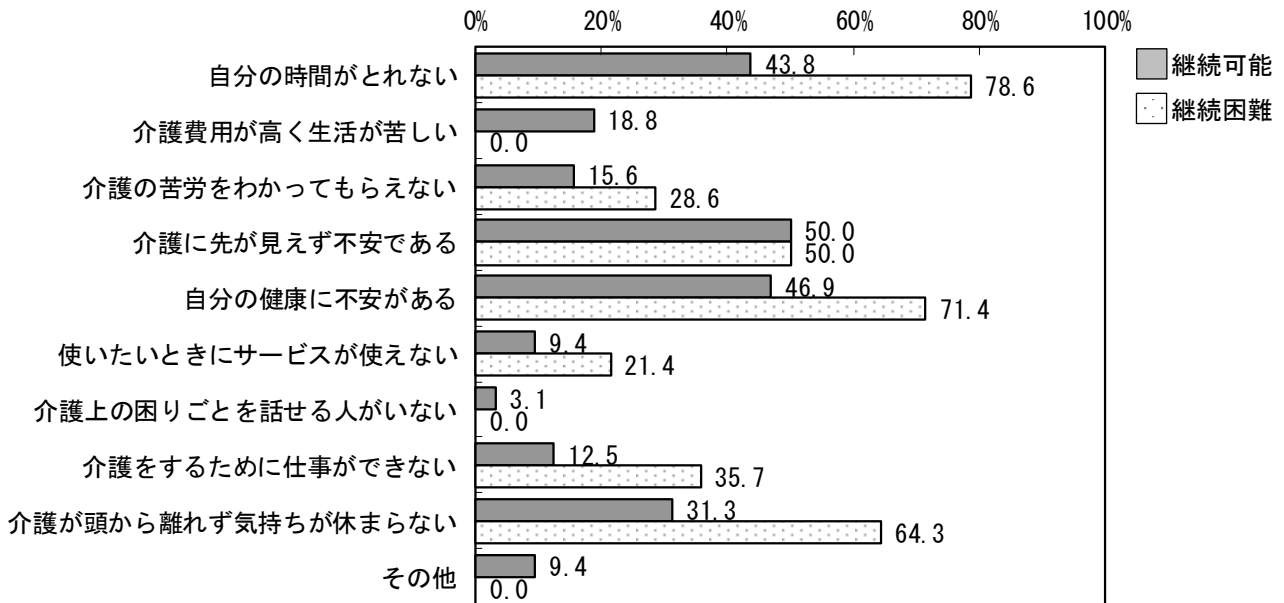
施設等への入所・入居の検討状況をみると、「継続可能」は「未検討」が65.6%と最も多いのに対し、「継続困難」は「検討中」が42.9%、「申込済」が21.4%となっています。



<介護していて困ること>

介護していて困ることについて、多くの項目で「継続困難」が「継続可能」よりも高い割合を示していますが、特に両者の差が大きい項目をみると、「自分の時間がとれない」が34.8ポイント差、「自分の健康に不安がある」が24.5ポイント差、「介護をするために仕事ができない」が23.2ポイント差、「介護が頭から離れず気持ちが休まらない」が33.0ポイント差となっています。

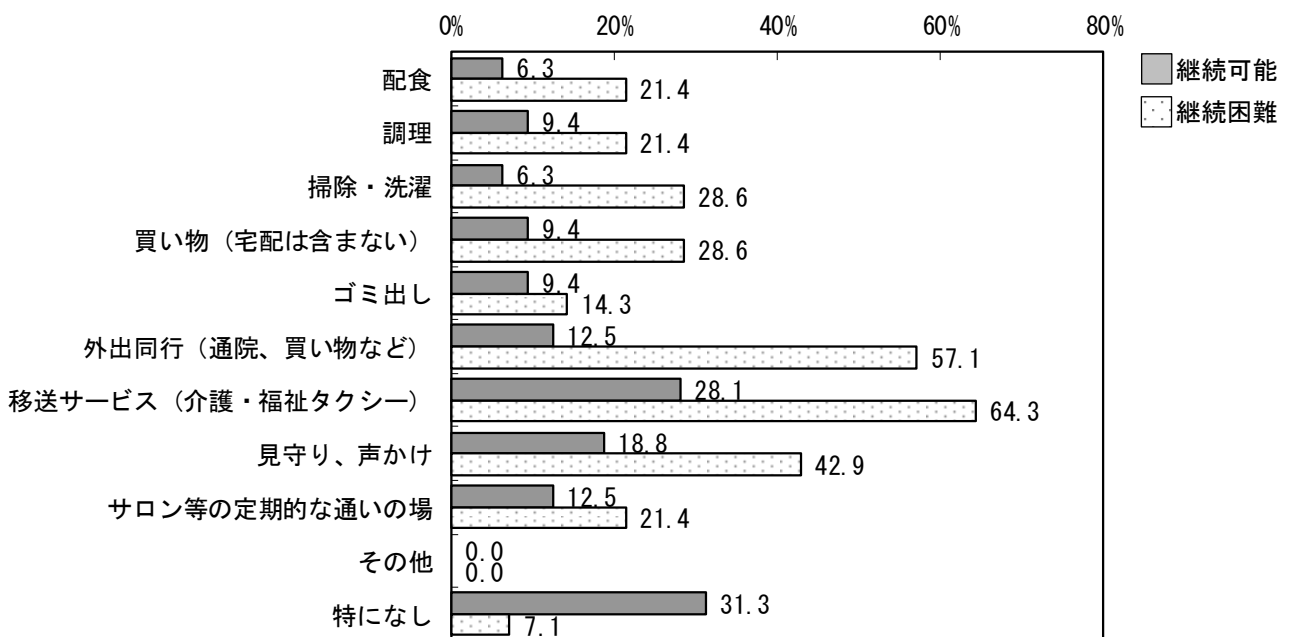
■介護継続の見込みと介護していて困ること



【複数回答】

また、今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについて、同様に両者の差に着目すると、「掃除・洗濯」が 22.3 ポイント差、「外出同行（通院、買い物など）」が 44.6 ポイント差、「移送サービス（介護・福祉タクシー）」が 36.2 ポイント差、「見守り、声かけ」が 24.1 ポイント差となっています。

■今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス



【複数回答】

第5節 本町の課題

前節までに確認した現状を踏まえれば、本町の主要課題として以下の点があげられます。

- ① 本計画の終期である令和8年（2026年）までの間、総人口は減少するものの、高齢者人口はほぼ横ばいで推移し、高齢化率はさらに上昇すると見込まれます。引き続き、介護及び生活支援等の各サービス提供体制の充実を図る必要があります。
- ② 令和22年（2040年）までを長期的に展望すれば、生産年齢人口（15～64歳）が顕著に減少し3,000人を割り込む一方で、要介護等認定率が約47%と介護ニーズが高まる85歳以上は600人台から800人台へ増加するものと見込まれます。本町では、これまでの介護予防の取組により、要介護等認定率は国、県、近隣市町村と比較すれば顕著に低い水準ですが、令和22年（2040年）を見据え、これまで以上に多くの方の参加・参画を得て、介護予防の取組をさらに充実していく必要があります。
- ③ 介護予防の取組をさらに充実しても、増加するであろうと考えられる介護等のサービス量に対応するため、必要な人材の確保・育成を図ることが求められます。
- ④ 世帯に関する推計によれば、「一般世帯総数」は、長期的に減少傾向で推移する一方で、「高齢者のいる世帯」は、ほぼ横ばいに推移するとともに、その類型としては、最も要援護性の高い「高齢者単身世帯」の約3割増加することが見込まれることから、地域における日常生活の支援体制のさらなる整備が必要となります。
- ⑤ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によれば、地域活動への参加度合いが高いほど、主観的健康状態や幸福度が高く、また、近所の助け合いなどでの支援について肯定感が高い状況です。高齢者の生活の質（QOL）を維持する観点だけでなく、地域共生社会を実現する観点からも、さらに多くの参加を得て、地域活動が活性化することが求められます。

-
- ⑥ 現状では、地域活動への参加がない方たちにも、その4割以上は「是非参加したい」あるいは「参加しても良い」という意向があります。これらの意向を具体的な参加に結びつけることが肝要です。
- ⑦ 同調査では、温水健康体操教室・元気パワーアップ倶楽部・けんこつ体操教室などの「介護予防のための通いの場」へ、現状では、参加していない方が約85%を占めますが、そのうち約1割の方は「運動器の機能低下」、約2割の方は「閉じこもり」及び「口腔機能の低下」など、心身機能の低下リスクに該当します。さらなる高齢化を見据え、介護予防等への取組に対して、より積極的に参加していただくことが期待されます。
- ⑧ 在宅介護実態調査によれば、調査対象者の要介護度が重いほど、施設等への入所・入居の検討あるいは申込を行っていますが、特に「現在抱えている傷病」に関して「認知症」の有無が、施設等への入所・入居の検討あるいは申込を行う有力な契機となっていることがうかがわれます。本町全体で認知症に対する理解を深め、地域共生に向けた認知症支援のあり方を構築する必要があります。
- ⑨ 同調査では、「仕事と介護の継続」に関して、「継続困難」だと考えている方は「介護していて困ること」として「自分の時間がとれない」、「自分の健康に不安がある」、「介護が頭から離れず気持ちが休まらない」を上位に挙げ、また、「今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス」として、「移送サービス（介護・福祉タクシー）」、「外出同行（通院、買い物など）」、「見守り、声かけ」を上位に挙げています。認知症支援に関して、心身両面での支援を充実するとともに、働く場所である企業等を含めた認知症に対する理解の促進が求められています。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

第9期介護保険事業計画策定に関する国の基本指針では、大きな制度変更は盛り込まれず、引き続き、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤として地域包括ケアシステムの深化・推進を図ることが明記されています。

また、第8期計画と同様に本計画も「湯沢町総合計画（2021-2030）」のもとの策定となります。

こうした状況とともに、前章で確認した現状及び将来推計を踏まえ、そこから導き出された諸課題に対応すべく、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援の各サービスが包括的に提供される「地域包括ケアシステム」を深化・推進していくことが必要です。

そこで、本計画においても「湯沢町総合計画（2021-2030）」の「基本政策2」であり、第8期の基本理念である「地域で支え合い、笑顔があふれるまちづくり」を基本理念として継続し、本町にある社会資源を最大限活用するとともに、多様な主体が連携・協力しながら、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援が地域ぐるみで行われる体制づくりを推進します。

基本理念

地域で支え合い、笑顔があふれるまちづくり

第2節 基本方針

一人ひとりが自らの健康状態を把握しつつ、主体的な健康づくりを行うことができる地域づくりを促進するとともに、誰もが地域の中で役割を持ち、様々な分野で活躍できる居場所を創出することにより、心身の健康の確保につなげます。

また、多様な主体が連携・協力しながら、一人ひとりの状況に応じた包括的な支援が行われる体制づくりを推進し、誰もがこのまちで自分らしく安心して暮らしていくことができるまちづくりを推進します。

第3節 重点施策

1 主体的な健康づくり活動の促進

様々な機会を通じて、健康に関する正しい知識の普及や意識啓発、健康に関する相談等を行い、一人ひとりの年齢や体力等に応じた自主的な健康づくりを継続して行うことができるよう支援します。

2 地域支え合い体制の強化と生きがい・居場所づくりの推進

地域における福祉課題に対する理解促進を図りつつ、支援が必要な人への見守りや声掛け等が積極的に行われる地域づくりを推進します。また、元気な高齢者をはじめ、多くの町民が福祉の担い手として、意欲や体力等に応じて気軽に活動できる体制づくりを推進します。

就労やボランティア活動、教育活動等において、高齢者が持つ能力や技術を発揮できる場の充実を図ります。また、高齢者が気軽に集い、楽しむことができる拠点を整備するとともに、生きがいづくり活動を行う団体等を支援し、活動の活性化を図ります。

3 相談支援・生活支援体制の充実と在宅医療・介護の連携強化

地域包括支援センターと様々な分野の関係機関・団体や専門職等が連携し、一人ひとりの状況に応じた相談支援体制の充実に努めます。また、医療と介護の両方を必要とする高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、町立湯沢病院をはじめ、医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することができる体制づくりを推進します。

支援ニーズに応じたきめ細かな支援につなげる仕組みの構築を図ります。

4 認知症施策の充実・権利擁護の推進と虐待防止対策の強化

認知症に対する理解を深めるための取り組みや地域全体で見守る体制づくり、状況に応じて適切な対応につなげることができるしくみの構築を図り、認知症になっても安心して暮らし続けることができる地域づくりを推進します。

また、認知症や障がいなどで自己の権利を表明することが困難だったり、判断能力が低下している人の権利を守るため、権利擁護にかかる各種制度の利用を促進するとともに、気軽に相談できる体制の充実に努めます。

さらに、認知症に対する理解促進、介護の孤立防止、高齢者虐待を防止する法令等の周知を図ることにより、虐待の未然防止に努めるとともに、関係機関等に

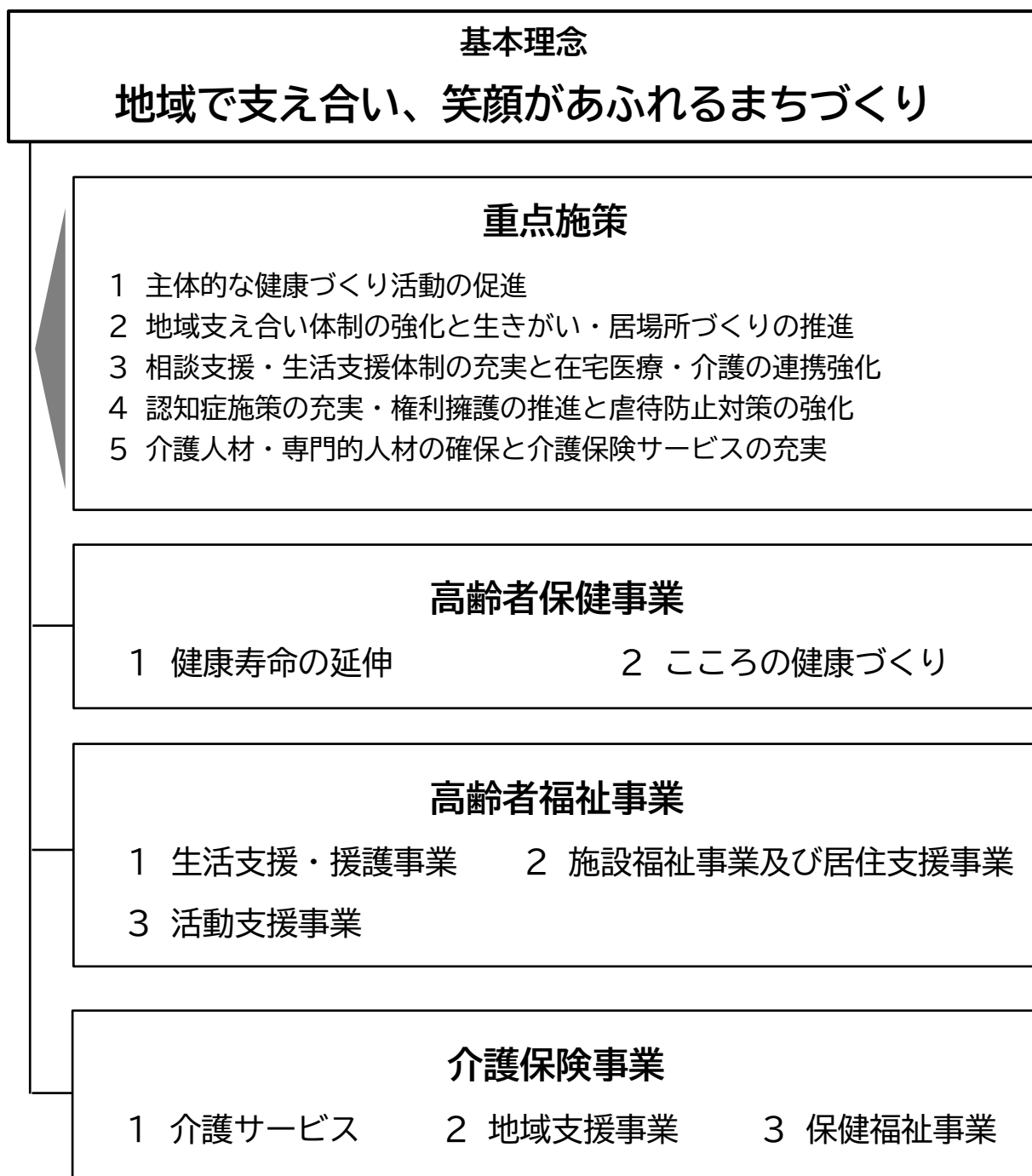
よるネットワーク構築を図り、虐待やDVの早期発見と迅速かつ適切な対応につなげます。

5 介護人材・専門的人材の確保と介護保険サービスの充実

状況に応じた適切なサービスが提供されるよう、介護サービス事業者の確保とサービスの質の向上に向けて、県や関係機関・団体と連携し、福祉に携わる人材や専門職の育成を図るとともに、本町での就職を促進します。また、福祉施設等の職員が働きやすい環境の整備を促し、職場への定着と離職防止に努めます。

第4節 施策体系

基本理念である「地域で支え合い、笑顔があふれるまちづくり」のため、高齢者保健事業、高齢者福祉事業、介護保険事業の3領域において各種事業を実施します。



第5節 日常生活圏域の設定

介護保険法による「日常生活圏域」は、高齢者が住み慣れた身近な地域で自立した生活を送ることができるよう、地域の特性に応じて設定し、その圏域毎に必要な介護サービスを提供する施設の整備とそのサービス見込量等を設定することが必要となります。

第8期介護保険事業計画までの「日常生活圏域」の設定にあたっては、人口規模、交通事情、行政サービス及び介護保険サービス提供施設等の設置状況を総合的に勘案し、町全体を1つの「日常生活圏域」として設定していました。

本計画においても、同様に検討した結果、これまでの人口等の諸条件に大きな変化がないことから、町全体を1つの「日常生活圏域」として設定します。

第4章 高齡者保健事業

第1節 健康寿命の延伸

1 健康診査

現在、健診受診者の多くが毎年受診していますが、未受診者との二極化が進行していることから、未受診の理由を把握・分析し、ターゲットを絞った未受診層への働きかけ方を行い、新規受診者が増加に転じました。

今後も未受診層への働きかけ方を検討し、受診率のさらなる向上を図ります。

また、受診しやすい健診体制の整備を図り、特に生活習慣病が急増する前に壮年期の受診率向上を図ります。

■各種健診受診率・受診者数

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
特定健診 受診率(%)	計画値	65	65	65	60	60	60
	実績値	42.3	52.9	53.0			
基本健診 受診者数(人/年)	計画値	600	600	600	450	450	450
	実績値	391	449	450			
肺がん検診 受診者数(人/年)	計画値	1,400	1,400	1,400	1,450	1,450	1,450
	実績値	1,439	1,462	1,470			
胃がん検診 受診者数(人/年)	計画値	560	560	560	770	770	770
	実績値	770	772	770			
大腸がん検診 受診者数(人/年)	計画値	880	880	880	1,050	1,050	1,050
	実績値	1,005	1,016	1,020			
子宮頸がん検診 受診者数(人/年)	計画値	300	300	300	350	350	350
	実績値	299	340	300			
乳がん検診 受診者数(人/年)	計画値	250	250	250	350	350	350
	実績値	354	342	350			
前立腺がん検診 受診者数(人/年)	計画値	180	180	180	200	200	200
	実績値	206	198	200			
歯周疾患健診 受診率(%)	計画値	25	25	25	60	60	60
	実績値	53	48	50			
骨粗しょう症 健診受診者数(人/年)	計画値	90	90	90	90	90	90
	実績値	67	71	80			
後期高齢者歯科健診 受診率(%)	計画値				13	13	13
	実績値						

2 生活習慣病予防教室・健康増進教室(健康教育)

対象を成人期に限らず、子育て中の親や子どもも対象として予防活動に重点を置いた健康教育を実施し、幼少期から望ましい生活習慣の定着に向けた意識付けを図っています。高齢者が集まる場に歯科衛生士や栄養士、保健師が出向き、専門性を活かした健康教育を行った結果、フレイル²の周知が図られ、理解する人も増えています。

今後も、健診事後指導や病態別健康教室の開催により生活習慣の改善が定着するよう支援するとともに、フレイル予防のさらなる推進を図ります。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
回数(回/年)	計画値	130	130	130	80	80	80
	実績値	77	76	80			
人数(人/年)	計画値	2,600	2,600	2,600	1,200	1,200	1,200
	実績値	1,097	1,203	1,200			

3 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な事業実施

健康寿命を延ばし、その人らしくいきいきとした生活を送れることを目指して、令和3年度から「高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施」について取り組みを開始しました。健康寿命の延伸のために、生活習慣病等の重症化と生活機能の低下を防止する取り組みをハイリスクアプローチ(個別支援)とポピュレーションアプローチ(通いの場へのアプローチ)を組み合わせ実施します。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ハイリスクアプローチ 支援者実者 数(人/年)	計画値			265	200	200	200
	実績値	97	175	130			
ポピュレーション アプローチ実施者 数(人/年)	計画値			44	40	40	40
	実績値	119	96	80	-	-	-

² フレイル：年齢とともに、筋力や心身の活力が低下し、介護が必要になりやすい健康と要介護の間の虚弱な状態のことを意味する。

4 オーラルフレイル予防教室

むし歯・歯周病予防の普及啓発を実施していますが、口腔機能の低下を自覚している高齢者の増加が課題となっています。高齢者が自身の口腔に関心を持ち、口腔機能を維持・向上できるよう支援します。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
回数（回/年）	計画値	6	6	6
	実績値			
人数（人/年）	計画値	100	100	100
	実績値			

5 地区組織の育成

高齢者の健康づくりをサポートする地区組織として、次の3団体の地区組織の育成をしています。担い手の高齢化も進んでいるなか、新たな人材の確保も必要となっていますが、地区組織活動の活性化と継続に取り組んでいきます。

【高齢者の健康づくりをサポートする地区組織】
食生活改善推進員、ファミリー健康プラン推進委員会、ユースポ！

第2節 こころの健康づくり

1 こころの健康づくり事業

新潟県では「新潟県自殺対策計画」によって「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指した施策を計画的に推進しています。ただし、本町においては「第2次湯沢町ファミリー健康プラン」の最終評価実態調査結果では、全世代において「こころの健康に不安や心配がない」人の割合が目標に達しておらず、また、青壮年期世代の「孤独だと思わない」人の割合が減少しています。

こうしたなかで、本町では、メンタルヘルス対策として広報等を活用した普及啓発を行うだけでなく自殺対策に資する人材の育成としてゲートキーパー養成研修や、個別事例検討会、関係機関とのネットワークづくりのための協議会開催などを行っています。

新潟県の進める施策と連携しながら、本町に置いても一人ひとりがこころの健康に関心を持ち、悩みや不安・ストレスに上手に対処できる力を身につけることができるよう支援するとともに、孤独・孤立対策への取組みを推進します。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業数	計画値	15	15	15	11	11	11
	実績値	10	11	11			
人数(人/年)	計画値	250	250	250	500	500	500
	実績値	636	511	500			

第5章 高齡者福祉事業

第1節 生活支援・援護事業

1 高齢者世帯等住宅除雪援助事業

労力的・経済的に自力での除雪等が困難な一人暮らし高齢者、高齢者世帯等に対し、冬季の生活の安全確保及び自立した生活の支援を行うため、最大積雪深に応じた除雪費用の一部を援助しています。

自力で除雪することが困難な高齢者世帯等にとって冬季の除雪は、在宅生活を続ける上で大きな支障となります。今後も、民生委員児童委員と連携して対象者の把握に努め、除雪費用の負担軽減を通じた在宅での生活支援のため、引き続き事業を実施します。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
世帯数 (世帯/年)	計画値	64	64	64	65	65	65
	実績値	46	40	45			

2 緊急通報装置貸与事業

日常生活の見守りが必要と認められる在宅の一人暮らし高齢者等に対し、急病や災害等の緊急時に警備会社を通じて親族等の協力員に連絡が届く緊急通報装置の貸与を行っています。

今後も、保健師及び民生委員児童委員等と連携して利用の拡大に努め、在宅の一人暮らし高齢者等への緊急時の初期対応や日常的な見守りができるよう、今後も事業を継続します。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
世帯数 (世帯/年)	計画値	45	45	45	50	50	50
	実績値	35	40	45			

3 住宅整備補助事業

高齢者が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送れるよう、要支援又は要介護の認定を受けた方、身体障害者1級・2級、療育手帳Aの方を対象として住宅の改修費の一部を補助しています。

現状では、介護保険による住宅改修の利用申請と同時に申請されるケースが多くなっていますが、今後も、関係機関と連携して高齢者の住宅に係る状況を共有しながら、広報等により制度を周知し、事業利用の促進を図ります。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
件数(件/年)	計画値	1	1	1	1	1	1
	実績値	1	2	1			

4 敬老会事業

敬老会を開催して、長年、地域社会に貢献してこられた高齢者を敬愛するとともに、長寿の祝いを贈呈します。

新型コロナウイルス感染症の予防及び拡大防止のため令和3、4年度は事業の中止が余儀なくされ、令和5年度は事業を縮小し食事提供を中心に実施しました。

さらなる高齢化の進展に伴い、今後も参加者数の増加が見込まれるなか、共催団体等との協力を得て、事業を継続します。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加者数 (人/年)	計画値	600	600	600	500	500	500
	実績値	中止	中止	485			

5 福祉バス運行事業

健康増進施設（総合福祉センター併設）から無料送迎バスを運行しており、三国・三俣方面、土樽方面、旭原方面、湯沢方面の4コースがあります。

ただし、利用者数が年々減少し、また、利用者が限定的な地域もあることから、事業の適正化を図りながら、移動手段の確保に努めます。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者 (人/年)	計画値	1,400	1,400	1,400	1,000	1,000	1,000
	実績値	975	909	900			

6 高齢者等路線バス運賃助成事業

運転免許証を保有していない高齢者等を対象として、町内を運行する路線バスを低料金で利用できるよう助成を行っています。

利用する高齢者等の利便性が向上していることから、今後も事業を継続します。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/年)	計画値	9,000	9,600	10,200	10,500	10,500	10,500
	実績値	8,310	10,088	10,300			

第2節 施設福祉及び居住支援事業

1 養護老人ホーム

65歳以上で、身体・精神または環境上の理由や経済的理由により、自宅での生活が困難になった方が入所する施設で、入所後も自立した生活が継続できるよう、食事サービス、機能訓練、その他日常生活上必要な支援を行います。

今後も、適切な入所調整を行い、利用ニーズに応じた支援を行います。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/年)	計画値	10	10	10	10	10	10
	実績値	10	10	10			

2 軽費老人ホーム

高齢等のため自立して生活することに不安がある方や、身体機能の低下が認められる方で、家族による援助を受けることができない方が入所する施設で、入所後も安心して暮らせるよう、食事サービスその他日常生活上の必要な支援を行います。

入所希望者が多いことから、必要な支援を継続します。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/年)	計画値	40	40	40	40	40	40
	実績値	37	33	40			

3 有料老人ホーム等設置状況の把握

有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が増加し、多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、居住支援の一環として、県と連携してこれらの設置状況を把握します。また、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の質の確保を図る観点から、居宅サービス等の提供状況の把握や要介護認定の過程等で未届けの有料老人ホームを確認した場合は、県への情報提供を行います。

なお、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅は、本町にはありません。

第3節 活動支援事業

1 老人クラブの活動支援

老人福祉の増進を目的とする事業の振興を図るため、老人クラブ及び老人クラブ連合会の運営費を補助し、活動を支援しています。

老人クラブ組織は、高齢者自身が地域社会における役割を見出し、生きがいをもって積極的に社会に参加していくための重要な基盤ですが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、事業の実施が制限され、会員数の減少が続いています。

今後も、会員数と団体数の維持と確保に向け、会員募集等について広報の周知を図るなど、今後も本事業を継続し、支援を実施します。

2 就業支援

シルバー人材センターの機能充実を図り、高齢者の就業機会の拡大を図るとともに、就業機会の確保に資する技術や技能の獲得を支援します。

今後も、感染症への対応など、関係機関との意見交換及び連携を進めながら、働く意欲のある高齢者の生きがいや活躍の場の確保に資するよう、就業機会の創出に向けて本事業を継続します。

第6章 介護保険事業

第1節 介護サービスの現状と今後の見込

1 居宅サービス

居宅サービスの利用見込みは次のとおりです。利用見込みにあたっては、第8期計画における各サービスの利用実績の推移とともに、今後見込まれる利用者数の増加、サービス供給体制の動向等を勘案しました。

(1) 居宅介護支援・介護予防支援

要支援・要介護認定を受けた方が、自宅でのサービスを適切に利用できるよう、ケアプラン（サービス計画）を作成し、ケアプランに位置づけたサービスを提供する事業所等との連絡・調整等を行います。

【現状の課題・施策の方向】

介護給付と予防給付の合計で見れば、概ね計画値どおり推移しています。今後も、介護給付、予防給付ともに、ニーズに応じてサービスを提供します。

■利用実績と見込量

		第8期			第9期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護 給付	計画値(人/月)	151	156	159	147	149	150
	実績値(人/月)	155	143	136			
	対計画比	102.6%	91.7%	85.5%			
予防 給付	計画値(人/月)	38	39	40	52	53	53
	実績値(人/月)	37	38	49			
	対計画比	97.4%	97.4%	122.5%			

(2) 訪問介護

訪問介護員が利用者の居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事を行うサービスです。利用者の身体に直接接触して行う身体サービスと身体介護以外の生活援助サービスがあります。生活援助サービスは、掃除、洗濯、調理等日常生活上の援助や、利用者が単身、またはその家族が、障がいや病気等のために家事を行うことが困難な場合に行われるサービスです。

【現状の課題・施策の方向】

利用人数が計画値の6～7割程度の実績となっています。今後もニーズに応じてサービスを提供します。

■利用実績と見込量

		第8期			第9期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護 給付	計画値(人/月)	47	48	49	33	34	34
	実績値(人/月)	35	35	31			
	対計画比	74.5%	72.9%	63.3%			
	計画値(回/月)	600	620	640	729	754	760
	実績値(回/月)	519	595	711			
	対計画比	86.5%	96.0%	111.1%			

(3) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

自宅の浴槽での入浴が困難な方に対して、浴槽を積んだ入浴車が利用者の自宅を訪問し、看護職員や介護職員が入浴の介護を行うサービスです。

【現状の課題・施策の方向】

利用実績のないサービスとなっており、第9期計画中也サービス量を見込んでいません。今後も、ニーズに応じて、適切なサービス提供体制の確保に努めます。

■利用実績と見込量

		第8期			第9期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護 給付	計画値(人/月)	0	0	0	0	0	0
	実績値(人/月)	0	0	0	/		
	対計画比	-	-	-			
	計画値(回/月)	0	0	0			
	実績値(回/月)	0	0	0	/		
	対計画比	-	-	-			
予防 給付	計画値(人/月)	0	0	0	0	0	0
	実績値(人/月)	0	0	0	/		
	対計画比	-	-	-			

(4) 訪問看護・介護予防訪問看護

医師の指示に基づき、看護師等が利用者の居宅を訪問し、健康チェック、療養上の支援または必要な診療の補助を行うサービスです。

【現状の課題・施策の方向】

在宅介護を希望する方が増加しており、ニーズが増えるサービスです。第9期計画においても利用者の増加を見込みます。

■利用実績と見込量

		第8期			第9期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護 給付	計画値(人/月)	6	6	6	8	8	8
	実績値(人/月)	5	3	7			
	対計画比	83.3%	50.0%	116.7%			
	計画値(回/月)	26	26	26	53	57	62
	実績値(回/月)	63	8	19	1		
	対計画比	242.3%	30.8%	73.1%			
予防 給付	計画値(人/月)	1	1	1	1	1	1
	実績値(人/月)	1	1	1			
	対計画比	100.0%	100.0%	100.0%			
	計画値(回/月)	4	4	4	3	3	4
	実績値(回/月)	3	3	1			
	対計画比	75.0%	75.0%	25.0%			

(5) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

医師の指示に基づき、理学療法士や作業療法士等が利用者の居宅を訪問し、利用者の心身機能の維持回復および日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うサービスです。

【現状の課題・施策の方向】

計画値を下回る実績となっています。第9期計画では、リハビリテーションサービスの提供体制を確保して、介護給付・予防給付ともに、サービス見込み量の確保を図ります。

■利用実績と見込量

		第8期			第9期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護 給付	計画値(人/月)	13	14	15	11	11	11
	実績値(人/月)	13	11	11			
	対計画比	100.0%	78.6%	73.3%			
	計画値(回/月)	117	131	140	116	125	129
	実績値(回/月)	149	126	115			
	対計画比	127.4%	96.2%	82.1%			
予防 給付	計画値(人/月)	3	3	3	1	1	1
	実績値(人/月)	1	2	1			
	対計画比	33.3%	66.7%	33.3%			
	計画値(回/月)	26	26	27	13	13	13
	実績値(回/月)	8	22	11			
	対計画比	30.8%	84.6%	40.7%			

(6) 通所介護

日中、デイサービスセンターに通って、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や機能訓練等を日帰りで行うサービスで、利用者の心身機能の維持向上と、利用者の家族負担の軽減を図ります。

【現状の課題・施策の方向】

計画値の7～8割の実績となっています。今後も、在宅介護を希望する方が増加すると見込み、介護給付、予防給付ともに必要なサービス量を確保します。

■利用実績と見込量

		第8期			第9期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護 給付	計画値(人/月)	132	134	136	110	110	112
	実績値(人/月)	113	106	109			
	対計画比	85.6%	79.1%	80.1%			
	計画値(回/月)	1,228	1,248	1,267	923	934	947
	実績値(回/月)	960	864	915			
	対計画比	78.2%	69.2%	72.2%			

(7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院において、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身機能の維持回復を図るサービスです。

【現状の課題・施策の方向】

令和5年度は計画値を上回っています。第9期計画では、リハビリテーションサービスの提供体制を確保して、介護給付・予防給付ともに、サービス見込み量の確保を図ります。

■利用実績と見込量

		第8期			第9期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護 給付	計画値(人/月)	3	3	3	4	4	4
	実績値(人/月)	3	2	4			
	対計画比	100.0%	66.7%	133.3%			
	計画値(回/月)	20	20	20	57	60	61
	実績値(回/月)	14	18	57			
	対計画比	70.0%	90.0%	285.0%			
予防 給付	計画値(人/月)	1	1	1	1	1	1
	実績値(人/月)	0	0	0			
	対計画比	-	-	-			

(8) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

在宅で療養し、通院が困難な方に対して、医師、歯科医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士、保健師等が居宅を訪問し、療養上の管理や指導、助言等を行うサービスです。また、ケアマネジャーに対して、ケアプランの作成に必要な情報提供も行います。

【現状の課題・施策の方向】

介護給付が令和5年度に増加しています。今後も、ニーズに応じて、適切なサービス提供体制の確保に努めます。

■利用実績と見込量

		第8期			第9期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護 給付	計画値(人/月)	10	11	12	17	18	18
	実績値(人/月)	10	9	25			
	対計画比	100.0%	81.8%	208.3%			
予防 給付	計画値(人/月)	2	2	2	3	3	3
	実績値(人/月)	2	2	1			
	対計画比	100.0%	100.0%	50.0%			

(9) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

特別養護老人ホーム等の施設に短期間入所して、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や機能訓練等を行うサービスです。利用者家族にとって、一時的に在宅介護が困難な時にも役立ちます。

【現状の課題・施策の方向】

計画値を下回る実績値となっています。今後も、ニーズに応じて、適切なサービス提供体制の確保に努めます。

■利用実績と見込量

		第8期			第9期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護 給付	計画値(人/月)	40	40	41	32	33	33
	実績値(人/月)	35	34	33			
	対計画比	87.5%	85.0%	80.5%			
	計画値(日/月)	311	320	330	237	245	245
	実績値(日/月)	237	245	218			
	対計画比	76.2%	76.6%	66.1%			
予防 給付	計画値(人/月)	4	4	4	3	3	3
	実績値(人/月)	1	2	3			
	対計画比	25.0%	50.0%	75.0%			
	計画値(日/月)	13	13	13	10	10	11
	実績値(日/月)	2	4	11			
	対計画比	15.4%	30.8%	84.6%			

(10) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設に短期間入所し、医学的な管理の下で看護や機能訓練、日常生活上の支援を受けることができるサービスです。

【現状の課題・施策の方向】

利用実績のないサービスとなっており、第9計画ではサービス量は見込んでいません。今後も、ニーズに応じて、適切なサービス提供体制の確保に努めます。

■利用実績と見込量

		第8期			第9期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護 給付	計画値(人/月)	1	1	1	0	0	0
	実績値(人/月)	0	0	0			
	対計画比	-	-	-			
	計画値(日/月)	2	2	2	0	0	0
	実績値(日/月)	0	0	0			
	対計画比	-	-	-			
予防 給付	計画値(人/月)	0	0	0	0	0	0
	実績値(人/月)	0	0	0			
	対計画比	-	-	-			
	計画値(日/月)	0	0	0	0	0	0
	実績値(日/月)	0	0	0			
	対計画比	-	-	-			

(11) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

介護保険の指定を受けた介護付有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等に入居している利用者に対して入浴・排せつ・食事等の介助、その他必要な日常生活上の支援を行います。

【現状の課題・施策の方向】

介護給付、予防給付ともに計画値を上回る実績値となっています。

特別養護老人ホームの入所待機者が利用する機会が多く、今後もニーズに応じて、適切なサービス提供体制の確保に努めます。

■利用実績と見込量

		第8期			第9期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護 給付	計画値(人/月)	16	16	16	34	35	36
	実績値(人/月)	21	24	35			
	対計画比	131.3%	150.0%	218.8%			
予防 給付	計画値(人/月)	2	2	2	7	7	8
	実績値(人/月)	3	4	8			
	対計画比	150.0%	200.0%	400.0%			

(12) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

手すりや介護用ベッド等を貸与し、利用者の日常生活における自立支援や介護者の負担軽減を図るためのサービスです。在宅での介護を行っていくうえで福祉用具は重要な役割を担っています。

【現状の課題・施策の方向】

予防給付が令和5年度に増加しています。今後も、ニーズに応じて、適切なサービス提供体制の確保に努めます。

■利用実績と見込量

		第8期			第9期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護 給付	計画値(人/月)	116	119	120	119	123	124
	実績値(人/月)	124	117	116			
	対計画比	106.9%	98.3%	96.7%			
予防 給付	計画値(人/月)	37	38	39	48	49	50
	実績値(人/月)	36	35	47			
	対計画比	97.3%	92.1%	120.5%			

(13) 特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

バスチェアや補高便座等、用途が「貸与になじまないもの」の福祉用具を購入し、利用者の日常生活における自立支援や介護者の負担軽減を図るためのサービスです。購入金額は、福祉用具の種類・品目、事業者によって異なります。

また、利用者が一旦購入金額の全額を支払い、申請後、購入費補助分の支給を受ける、いわゆる「償還払い」を原則としています。

【現状の課題・施策の方向】

計画値どおりの実績値となっています。今後も、介護給付は月に2人、予防給付は月に1人の利用を見込み、安定したサービス提供体制の確保に努めます。

■利用実績と見込量

		第8期			第9期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護 給付	計画値(人/月)	2	2	2	2	2	2
	実績値(人/月)	2	2	2	/		
	対計画比	100.0%	100.0%	100.0%			
予防 給付	計画値(人/月)	1	1	1	1	1	1
	実績値(人/月)	1	1	1	/		
	対計画比	100.0%	100.0%	100.0%			

(14) 住宅改修費・介護予防住宅改修費

介護が必要となっても、住み慣れた自宅で生活が続けられるように、手すりの設置や段差解消などの住宅の改修を行います。利用者だけではなく、周囲で支える家族の意見も踏まえて改修計画を立てたうえで、高齢者の有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるよう支援します。利用者が一旦改修金額の全額を支払い、申請後、改修費補助分の支給を受ける、いわゆる「償還払い」を原則としています。

【現状の課題・施策の方向】

利用実績が少ないサービスですが、介護給付、予防給付ともに月1人の利用を見込み、安定したサービス提供体制の確保に努めます。

■利用実績と見込量

		第8期			第9期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護 給付	計画値(人/月)	2	2	2	1	1	1
	実績値(人/月)	0	0	0			
	対計画比	-	-	-			
予防 給付	計画値(人/月)	1	1	1	1	1	1
	実績値(人/月)	1	1	1			
	対計画比	100.0%	100.0%	100.0%			

2 地域密着型サービス

地域密着型サービスの利用見込みは次のとおりです。利用見込みにあたっては、実績、利用者数の増加とともに、今後のサービス提供基盤の整備予定等を勘案しました。

なお、夜間対応型訪問介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護については、本計画においてのサービス量を見込んでいませんが、今後のサービスニーズの動向、事業者の参入意向及び近隣自治体の動向と連携可能性等を継続的に把握し、次期計画策定における基盤整備を検討します。

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的にまたは密接に連携しながら、定期巡回と随時の対応を行います。

1つの事業所で訪問介護と訪問看護を一体的に提供する「一体型」と、訪問介護を行う事業所が地域の訪問看護事業所と連携をしてサービスを提供する「連携型」があります。

【現状の課題・施策の方向】

町内には事業所がなく、県外事業所の利用があります。今後も、在宅での利用者を見込み、サービスを提供します。

■利用実績と見込量

		第8期			第9期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護 給付	計画値(人/月)	3	3	3	2	2	2
	実績値(人/月)	3	1	3			
	対計画比	100.0%	33.3%	100.0%			

(2) 地域密着型通所介護

日中、定員 18 人以下の小規模のデイサービスセンターに通って、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練等を日帰りで行うサービスで、利用者の心身機能の維持向上と、利用者の家族負担の軽減を図ります。町内には事業所がなく、町外施設の利用を見込みます。

【現状の課題・施策の方向】

計画値を上回る実績値となっています。今後も、ニーズに応じて、適切なサービス提供体制の確保に努めます。

■利用実績と見込量

		第8期			第9期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護 給付	計画値(人/月)	5	5	5	6	6	6
	実績値(人/月)	7	6	5			
	対計画比	140.0%	120.0%	100.0%			
	計画値(回/月)	34	34	35	38	39	39
	実績値(回/月)	56	40	72			
	対計画比	164.7%	117.6%	205.7%			

(3) 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症の方を専門にしたデイサービスです。利用者に対して、入浴、排せつ、食事の介護、生活等に関する相談、健康状態の確認、機能訓練等を行います。さらに、引きこもりがちな認知症の方に対し、他の利用者との交流の機会を提供し、社会的孤立感の低減を図るとともに、家族の介護負担軽減の役割も果たします。

【現状の課題・施策の方向】

令和5年度には利用量が減少しましたが、今後も、ニーズに応じて適切なサービス提供体制の確保に努めます。

■利用実績と見込量

		第8期			第9期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護 給付	計画値(人/月)	2	2	2	3	3	3
	実績値(人/月)	5	5	2			
	対計画比	250.0%	250.0%	100.0%			
	計画値(回/月)	60	60	60	36	37	37
	実績値(回/月)	59	57	18			
	対計画比	98.3%	95.0%	30.0%			
予防 給付	計画値(人/月)	1	1	1	1	1	1
	実績値(人/月)	1	1	0			
	対計画比	100.0%	100.0%	-			
	計画値(回/月)	30	30	30	2	2	2
	実績値(回/月)	4	3	0			
	対計画比	13.3%	10.0%	-			

(4) 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

同一の介護事業者により、「通所（デイサービス）」を中心に、「訪問（ホームヘルプ）」「泊り（ショートステイ）」を一体的に提供することができます。専属のケアマネジャーがこれらを組み合わせたサービス計画を立て、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の介助、機能訓練を行います。

【現状の課題・施策の方向】

健康倶楽部ゆざわが提供するサービスで、定員は29名となっています。介護給付と予防給付を合計すれば、概ね計画値どおり推移しており、第9期も安定したサービス量を確保します。

■利用実績と見込量

		第8期			第9期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護 給付	計画値(人/月)	27	27	27	25	25	25
	実績値(人/月)	26	23	20			
	対計画比	96.3%	85.2%	74.1%			
予防 給付	計画値(人/月)	2	2	2	4	4	4
	実績値(人/月)	1	2	4			
	対計画比	50.0%	100.0%	200.0%			

(5) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の高齢者が共同で生活する住居において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の支援、機能訓練を行います。

少人数（5人～9人）の家庭的な雰囲気の中で、症状の進行を遅らせて、できる限り自立した生活が送れるようになることを目指すサービスです。利用料とは別に、居住費や食費、おむつ代、その他の日常生活費が必要になります。

【現状の課題・施策の方向】

グループホーム雪割草が提供するサービスで、定員は18名となっています。計画値どおり推移しており、第9期も安定したサービス量を確保します。

■利用実績と見込量

		第8期			第9期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護 給付	計画値(人/月)	18	18	18	18	18	18
	実績値(人/月)	18	18	18	/		
	対計画比	100.0%	100.0%	100.0%			
予防 給付	計画値(人/月)	0	0	0	0	0	0
	実績値(人/月)	0	0	0	/		
	対計画比	-	-	-			

【必要利用定員総数】

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護は、必要定員総数を定めることが求められており、本町では次のように見込みます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要定員総数(人)	18	18	18

3 施設サービス

施設介護等サービスの利用見込みは次のとおりです。

利用見込みにあたっては、利用実績をもとに利用者数の増加等を勘案しました。

(1) 介護老人福祉施設

寝たきりや認知症等で、常に介護が必要で在宅での生活が難しい方のための施設です。入所により、入浴・排せつ・食事等の介護、機能訓練、健康管理、療養上の支援等が受けられます。介護老人福祉施設は、老人福祉法では、特別養護老人ホームと呼ばれています。常時介護が必要で在宅生活が困難な要介護3以上の方が対象となります。

【現状の課題・施策の方向】

計画値をやや下回る実績値となっています。今後も、安定したサービス提供体制の確保に努めます。

■利用実績と見込量

		第8期			第9期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護 給付	計画値(人/月)	81	81	81	78	79	80
	実績値(人/月)	71	73	77			
	対計画比	87.7%	90.1%	95.1%			

(2) 介護老人保健施設

入所者に対して看護やリハビリテーションの医療サービスを行い、家庭への復帰を目指す施設です。利用者の状態に合わせた施設サービス計画（ケアプラン）に基づき、医学的管理のもとで、看護やリハビリテーションの他に、食事・入浴・排せつといった日常生活上の介護を併せて受けることができます。

入院治療をする必要はないが、リハビリテーションや看護、介護を必要とする方で要介護1以上の人が対象となります。

【現状の課題・施策の方向】

計画値を下回る実績値となっていますが、増加傾向にあります。今後も、リハビリテーションサービスの提供体制を構築し、必要なサービス量の確保を図ります。

■利用実績と見込量

		第8期			第9期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護 給付	計画値(人/月)	12	12	12	10	11	11
	実績値(人/月)	7	8	10			
	対計画比	58.3%	66.7%	83.3%			

(3) 介護医療院

日常的な医学管理が必要な重度介護者の受け入れ、看取り・ターミナルなどの機能と生活施設としての機能を兼ね備えた施設です。利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、療養上の管理、看護、介護、機能訓練、その他必要な医療等を受けることができます。

長期に渡って療養が必要である方で要介護1以上の方が対象となります。

【現状の課題・施策の方向】

町立湯沢病院の介護療養型医療施設と医療療養病床からの転換により40床の施設が、令和5年12月に整備されました。転換に伴い第9期計画中のサービス量を見込みました。

■利用実績と見込量

		第8期			第9期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護 給付	計画値(人/月)	-	-	23	25	25	25
	実績値(人/月)	-	-	23			
	対計画比	-	-	100%			

4 サービス見込量を確保するための方策

(1) 居宅サービス

訪問系及び通所系サービスにおいて、町の中心部とそれ以外の地域との間に、サービス供給量の格差が生じ始めています。

今後とも、利用ニーズの動向を注視し、新規事業者の参入を促進するなど、町内全域におけるサービス提供体制の確保に努めます。

また、リハビリテーションの充実や介護系サービスと医療系サービスの連携等サービスの質の確保が図られるよう、事業者・医療機関等へ支援を行うとともに、住宅改修、特定福祉用具購入については、継続したサービス提供に努めていきます。

(2) 地域密着型サービス

地域密着型サービスについては、既存のサービス提供体制により、待機者も少なくサービスの供給量が確保されており、今後も安定的に必要なサービスの量が確保されるものと判断しました。

地域密着型サービスの事業者指定は町で行うため、町が定める設置基準、運営基準、人員基準等についての情報提供や相談対応等を継続して実施します。

今後とも、利用者ニーズの動向及び町内や近隣事業者の参入意向の動向を継続的に把握し、次期計画での基盤整備に向けた検討を行います。

(3) 施設サービス

令和5年12月に介護療養型医療施設が介護医療院に転換され新たな介護基盤が整備されました。現状のサービス提供体制により、サービスの供給量が確保されており、今後も必要なサービスの量が確保されるものと判断しました。引き続き、事業者の要望等を把握しながら適正なサービス提供に努めます。

(4) 介護人材の確保・育成と業務効率化への取組みの支援

全国的に介護人材の不足が生じており、早急な人材の確保に向けた取組を検討し、実施していく必要があります。本町では、介護人材確保支援事業補助金や介護人材就職支援金の対象を拡充し、介護人材の定着を促進しています。

今後とも、町内事業者の人材確保・育成・定着を図るため、介護従事者の資格取得や専門知識・技術等のレベルアップを図る研修の実施、町内介護施設等への入職を促し、介護サービス基盤の安定化を図る支援金の支給等を行います。また、業務効率化に向けた取組等についての支援を継続的に検討します。

■介護人材確保支援事業補助金の利用

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護人材の確保	計画値(人/年)	1	1	1	3	3	3
	実績値(人/年)	0	1	3			

■介護人材就職支援金の利用

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護施設等 への入職	計画値(人/年)	1	1	1	3	3	3
	実績値(人/年)	0	2	5			

(5) 災害に対する備え

避難行動要支援者ごとに避難支援等を実施するための内容を記載した個別避難計画の作成を本町防災担当課、介護サービス事業者と進めています。

今後も、介護サービス事業者等と連携し、定期的な指導等を通して、介護サービス事業者等で策定している非常災害に関する具体的な計画等を点検するとともに、避難訓練の実施や防災啓発活動、想定されているリスクや、食料等の物資の備蓄・調達状況の確認を行い、さらには、災害の種類別に避難に要する時間や避難経路を共有します。

また、水防法に基づく「洪水や土砂災害のリスクが高い区域に位置する要配慮者利用施設」の管理者等に対する洪水や土砂災害を想定した避難確保計画の作成及び訓練実施の義務に関して、本町防災担当課と連携し、該当する介護サービス事業者等への周知・指導を行います。

(6) 感染症に対する備え

国からの指針に基づき介護サービス事業者と連携し情報共有を図るとともに、感染症発生時の介護の対応訓練を行うなど、定期的な指導等を行います。

今後これらの指導等を通じて、保険者及び介護サービス事業者等の職員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務に当たり、感染症発生時においてもサービスを継続できるよう必要な対策を図ります。

第2節 地域支援事業の現状と今後の見込

1 介護予防・日常生活支援総合事業

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

高齢化が進展するなかで、要支援認定者等の多様な生活支援のニーズに対して、従来の介護予防給付相当のサービスに加え、住民の力を生かした訪問型サービスや通所型サービスを展開しており、年々、利用希望者は増加しています。

本町では、要支援認定者等を対象とするサービスである「訪問型サービス」、「通所型サービス」を実施しています。また、シルバー人材センター委託の身体介護以外の掃除・洗濯・調理等の日常生活を支援する「訪問型サービスB」を実施しています。

今後も、介護人材の不足が解消されない状況において、住民主体のサービス活動の推進を強化するなどサービス提供体制の整備に努めます。

訪問型サービス（訪問介護相当）・通所型サービス（通所介護相当）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問型サービス 利用者数(人/月)	計画値	23	24	25	8	8	9
	実績値	4	8	7			
通所型サービス 利用者数(人/月)	計画値	40	45	50	33	33	34
	実績値	23	29	26			

訪問型サービスB

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問型サービスB 利用者数(人/月)	計画値	6	7	8	11	11	12
	実績値	5	8	11			

(2) 一般介護予防事業

①介護予防把握事業

介護予防・重度化防止に向けて、介護予防対象者の早期発見の方法を開発することが求められています。

医療機関だけでなく介護予防事業参加者や従事者からの情報提供、本人・家族からの相談機会を通じて、閉じこもり等支援が必要な人を把握し、介護予防事業への新規参加につなげます。

②介護予防普及啓発事業

高齢化率の上昇に反して、介護予防事業への参加者数は減少傾向にあります。事業の支援者や受け皿の不足、参加者の高齢化といった課題があり、広く高齢者が参加することができる体制整備が不可欠です。

高齢者が自ら活動に参加し、介護予防に向けた取組を実施することができるよう、健康教育などを通じて介護予防に関する活動の普及・啓発を行うとともに、町広報・ホームページ等の積極的な活用により事業をさらに周知し、高齢者のニーズに合った新しい事業を開発して、新規参加者の増加を図り、認定率の低下につなげます。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
元気パワー アップ倶楽部 (回/年)	計画値	130	130	130	172	172	172
	実績値	122	157	169			
元気パワー アップ倶楽部 (人/年)	計画値	1,200	1,200	1,200	1,650	1,650	1,650
	実績値	1,552	1,533	1,300			
お風呂で元気 パワーアップ 倶楽部(回/年)	計画値	96	96	96	140	140	140
	実績値	64	138	139			
お風呂で元気 パワーアップ 倶楽部(人/年)	計画値	3	3	3	400	400	400
	実績値	103	449	386			
三国元気 アップクラブ (回/年)	計画値				48	48	48
	実績値			17			
三国元気 アップクラブ (人/年)	計画値				480	480	480
	実績値			120			
ひだまり (回/年)	計画値	44	44	44	44	44	44
	実績値	39	42	40			

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ひだまり (人/年)	計画値	300	300	300	150	150	150
	実績値	92	135	60			
訪問支援員派遣事業(実人)	計画値	3	3	3	3	3	3
	実績値	4	2	3			
訪問支援員派遣事業(延人)	計画値	40	40	40	40	40	40
	実績値	69	24	25			
温水健康体操教室(回/年)	計画値	550	550	550	473	473	473
	実績値	441	459	473			
温水健康体操教室(人/年)	計画値	4,400	4,400	4,400	3,400	3,400	3,400
	実績値	3,128	2,779	3,062			
けんこつ体操教室(回/年)	計画値	160	160	160	151	151	151
	実績値	145	154	151			
けんこつ体操教室(人/年)	計画値	2,300	2,300	2,300	1,800	1,800	1,800
	実績値	1,662	1,712	1,726			
健康カレンダーかわら版等の配布	計画値	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	実績値	実施	実施	実施			

③地域介護予防活動支援事業

地域サロンなど地域における住民主体の介護予防活動の育成支援を行います。

活動の支え手を育成しながら、お互いに支え合う意識を高め、住民自身が行えるよう湯沢町ファミリー健康プランの地域づくりの活動、社会福祉協議会の活動とタイアップして、場づくり、人づくりに努めます。

■介護予防に関するボランティア等の人材を育成する研修会・アシスタント・インストラクター研修他

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
回数(回/年)	計画値	10	10	10	3	3	3
	実績値	2	1	1			
人数(人/年)	計画値	120	120	120	60	60	60
	実績値	30	24	30			

④一般介護予防評価事業

要介護認定率や新規認定者数等の評価及び介護保険事業計画に定める推計値等の実施状況の検証を行うとともに、参加者の体力測定結果における維持改善率に基づき評価会議、事業検討会議において事業評価を行っています。

今後も、リハビリテーション専門職の関与を強化しながら、本事業を継続します。

⑤地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を機能強化するために、地域ケア会議、サービス担当者会議等へのリハビリテーション専門職等が出席するとともに、介護予防評価事業にもリハビリテーション専門職が関与を促進しています。

現在、当町にあるリハビリテーション提供体制については、訪問リハビリテーションのみですが、理学療法士等が介護予防事業のアシスタントに、介護予防事業や家庭でできるリハビリテーション手法を指導するなど、今後も、介護サービス以外でのリハビリテーション体制の充実を図ります。

2 包括的支援事業

(1) 地域包括支援センターの運営

①介護予防ケアマネジメント

本町では、地域包括支援センターと保健センター業務を統合して、専門職として保健師、ケアマネジャー、看護師、管理栄養士などが地区担当制、業務分担により住民支援ライフサイクルを横断的、一体的に運営しています。

事業対象者と介護予防支援を受けない要支援者に対し、本人の日常生活上の目標を明確にし、意欲を引き出すことで自主的に取り組むことができるよう、目標設定やモニタリング、評価等を行います。

介護予防ケアマネジメントの実施にあたっては、対象者の意向を十分反映させながら、地域の社会資源を活用した内容となるよう地域包括支援センター内の職種横断的な検討によりケアプランを作成しています。

自立支援や重度化防止の観点に即した内容となっているかのチェック機能としてサービス担当者会議への報告を行うなど、地域包括支援センター内で支援状況を共有しています。

今後も、全世代、全対象型地域包括支援機能を充実し、限られた社会資源のなかで、より予防を重視したプランを作成します。

②総合相談支援業務

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、年代を限定せずに幅広い相談を受けています。

今後も、相談窓口の周知を図りながら、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、地域における適切な保健、医療、福祉サービス、機関または制度につなげる等の支援を行います。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総合相談支援 件数(年)	計画値				950	970	1,000
	実績値	1,094	1,047	950			

③権利擁護業務と高齢者虐待への対応

権利擁護関連の相談や支援件数は増加傾向にあります。高齢者虐待を防ぐための相談、高齢者の人権・権利擁護を目的に制度の活用や関係機関へのつなぎなど、地域包括支援センターの保健師及び主任ケアマネ、福祉介護課、社会福祉協議会等が連携して相談対応を行っています。

今後は、権利擁護のための支援体制を充実するため、地域包括支援センターに社会福祉士を配置し、より専門性の高い相談と早期の対応を実施します。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者虐待防止ネットワーク会議・研修会開催(回/年)	計画値				1	1	1
	実績値	1	1	1			
高齢者虐待相談件数(年)	計画値				30	30	30
	実績値	31	15	35			
権利擁護相談件数(年)	計画値				25	25	25
	実績値	23	38	20			

④包括的・継続的ケアマネジメント支援

主治医、ケアマネジャーとの多職種協働と地域の関係機関との連携による、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的ケアマネジメントが重要であり、地域における様々な関係者のネットワークの構築が求められます。

地域ケア関連会議での多職種連携や個別検討会を通じた「顔が見える関係」づくりが促進され、活発な意見交換ができる連携支援の基盤が整備されました。

今後も、地域における連携・協働の体制づくりや介護支援専門員に対する支援等を行います。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
個別検討会開催(回/年)	計画値				4	4	4
	実績値	4	4	3			
ケアマネ支援件数(年)	計画値				100	110	120
	実績値	100	77	90			

(2) 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護が必要となっても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けることができるよう、地域ケア会議の開催に合わせて検討の場を設けるとともに、地域における関係機関が連携していけるよう支援します。

令和3年度末から令和4年度にかけて関係機関と共に魚沼圏域入退院連携ガイドを作成し、令和5年度からはガイドに沿った連携支援を開始しました。

今後も、地域ケア関連会議の定例開催を通じてあるべき在宅医療・介護提供体制の姿を関係機関と共有した上で、評価指標等を定め、PDCAサイクル³に沿って取組を推進します。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
在宅医療・介護 連携会開催 (回/年)	計画値				4	4	4
	実績値	3	4	5			

(3) 認知症総合支援事業

国の「認知症施策推進大綱」に沿って、地域支援事業で実施される認知症総合支援事業と一体となり、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」を目指し、「認知症バリアフリー」の取組を進めていくとともに、「共生」の基盤の下、通いの場の拡大など「予防」の取組を進めていきます。

※「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる、という意味です。

※「予防」とは、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味です。

本町では、アクション農園倶楽部や認知症地域支援行方不明探索訓練など、認知症の方と地域の方が一緒に過ごす取組を継続してきたことで、地域における認知症への正しい理解が促進されています。

今後も、より多くの方が認知症を自分のこととして正しく理解し、支援することができるよう、町広報・ホームページ等での周知、啓発を図り、アクションミ

³ PDCAサイクル：Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の4つのステップを繰り返し行うことで事業の改善を図る考え方。

ーティングなど認知症になっても共生できる地域づくりを強化するとともに、認知症検診などの新たな取り組みを検討します。

①認知症カフェの推進（普及啓発）

認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）内の一施策として、認知症カフェの設置が挙げられています。認知症カフェは、認知症の方やその家族、各専門家や地域住民が集う場として提供され、お互いに交流や情報交換をしたりすることを目的として、全国的に増えています。

本町では、社会福祉法人苗場福祉会が実施する「苗場カフェ」の活動を支援していますが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、現在は休止状態にあります。地域での拠点としての機能を果たせるよう「苗場カフェ」の再開に向けて必要な支援を行います。

②認知症初期集中支援事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域、環境で暮らし続けることができるよう、認知症の方やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断、早期対応の支援体制を構築しています。

今後も、認知症サポート医と連携を取りながら、認知症での困りごとを抱える本人家族への早期医療につなげる相談や早期対応などの支援を実施します。

③認知症地域支援推進員設置事業

認知症サポーター養成講座、認知症地域支援SOSアクションミーティング、行方不明高齢者見守りネットワーク事業（見守りマップ事業）等、年々広がっている認知症関連の事業を着実に実施していくうえで、認知症地域推進支援員は行政と地域をつなぐ重要な立場にあります。保険者が事業の企画・準備から、見直し・改善を行っていく、一連のPDCAサイクルを展開しながら、より良い施策・事業を展開していくため、認知症地域支援推進員を育成し、配置します。

④アクション農園倶楽部

さらなる高齢化の進展に伴い、認知症状を有する方も増える見込まれます。認知症の方やその家族が、認知症になったことで今までの生活を諦めることなく、自分らしく生活し続ける場、介護・医療の専門職や地域の方が認知症の方を理解する場、認知症になる前からの予防の場を目指して、「アクション農園倶楽部

部」を継続して実施しています。

今後は、「アクション農園倶楽部」の自立的な活動を支援しつつ、新たな場の展開を検討していきます。

⑤認知症ケアパスの普及

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において、認知症に関する相談窓口の周知が不足していることが分かりました。「認知症ケアパス」は、認知症について意識した人が最初に手に取り、行動を起こす時に活用できる情報を掲載しているお役立ちかわら版です。町内介護施設をはじめ、病院、公共施設、薬局、薬店に配置するとともに、町広報・ホームページ等で、さらなる周知を図ります。

(4) 生活支援体制整備事業

新たな生活支援サービスの創出に向けて、生活支援コーディネーター（地域支えあい推進員）の配置や、関係機関の情報共有、連携・協働の取組の場として、地域ケア会議の開催に合わせ、協議体を設置し推進しています。

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、地域ニーズの把握に努めるとともに、高齢者が地域とのつながりや生きがいを持ちながら暮らせるよう生活支援サービスの体制を整備します。

3 任意事業

(1) 介護給付適正化事業

①認定調査状況の適正化

認定調査票の全数を確認し、要介護認定が地域や個別の認定調査員についてばらつきが生じないように、認定基準に沿って実施されているか、主治医意見書が適切に記載されているか、調査票と意見書の内容に相違はないか等、適正な認定のための確認を行っています。本町の認定率は、県内の他保険者と比較すると顕著に低い水準を保っています。

今後も、要介護認定において全数点検を継続し、適正な介護認定の確保に努めます。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
件数(件/年)	計画値	420	420	420	400	400	400
	実績値	365	378	380			

②ケアプランの点検

予防プラン、初回の居宅支援事業所利用のプランに関しては、担当者会議に参加しプラン内容を確認しています。また、保険者判断を要するサービス内容についてもプランを提出してもらい確認しています。

今後も、「ケアプランチェックマニュアル」を活用し、自立支援に資する適切なケアプランとなっているか必要な点検を継続し、地域包括支援センター職員がサービス担当者会議へ参加して適切な助言を行います。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
件数(件/年)	計画値	60	60	60	70	70	70
	実績値	74	64	70			

③住宅改修等の点検

自立支援・介護者負担軽減につなげるため、事前に申請される内容と、事後に提出された内容について、訪問等により点検し、制度に適合しているか指導・助言を行います。

また、国保連合会に委託している軽度の要介護者の福祉用具貸与品目確認を継続するとともに、福祉用具購入・住宅改修申請があった事例を任意で確認する

ことで、適正な給付に努めます。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
件数(件/年)	計画値	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
	実績値	2,020	1,944	2,000			

④医療情報との突合・縦覧点検

月1回、国保連合会の介護給付適正化システムにより作成、提供されている情報を有効に活用し、医療情報との突合・点検を行い、適正な給付に努めます。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数 (回/年)	計画値	12	12	12	12	12	12
	実績値	12	12	12			

(2) 家族介護支援事業

・認知症サポーター養成講座

小学生から大人まで、認知症に対する正しい理解を促進し、認知症高齢者の生活を支える地域の助け合いの輪を広げることを目指し、認知症サポーター養成講座を開催しています。

新型コロナ禍においては、事業の実施が困難でしたが、児童クラブ、アクション農園等ボランティアに対し介護事業所と協働で実施しました。

今後も、町民の主体的な参加を得ながら、講座参加後において参加者各自の自主的なアクションを促進するとともに、学校や地域、職場等で随時、講座を実施します。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加者数 (人/年)	計画値	130	130	130	50	50	50
	実績値	50	30	30			

(3) その他の事業

①成年後見制度利用支援事業

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方に対し、預貯金の管理や介護サービス等の契約を支援する成年後見制度について、市町村申し立てにかかる経費や成年後見人等の報酬の助成を行っています。

今後も、制度の周知を進め、利用の促進を図ります。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加者数 (人/年)	計画値	1	1	1	3	3	3
	実績値	4	4	2			

②配食サービス事業

概ね65歳以上の単身の高齢者、高齢者のみの世帯等に夕食用の弁当を配食します。一人暮らしの高齢者が利用者の大半を占めており、配達の際には、ボランティアによる声かけを行い、孤独感の緩和と安否確認をあわせて行います。

今後も、利用者の増加が見込まれるサービスであり、食事での栄養摂取だけでなく、安否確認を兼ねた心身の負担軽減につながるサービスであることから、保健師やケアマネジャーと情報共有をしながら本事業を継続します。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者(人/年)	計画値	100	100	100	80	80	80
	実績値	75	65	70			

③介護タクシー利用助成事業

入退院及び通院等のため、通常の交通機関の利用が困難な在宅で寝たきりの要介護4以上の認定を受けている方が、介護タクシーを利用する場合の費用の一部を助成しております。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者(人/年)	計画値				8	8	8
	実績値			5			

第3節 保健福祉事業

保健福祉事業とは、要介護被保険者を介護している家族への支援や被保険者が要介護状態になることを予防するために必要な取り組み等を介護保険法 115 条の 49 の規定に基づき市町村が実施できる事業です。保健福祉事業の財源は第 1 号被保険者の保険料で賄います。

1 介護用品支給事業

重介護度の方を介護している家族への経済的負担の軽減と精神的な支援を図るため、要介護 4 以上の認定を受けている方の家族介護者に、介護用品（紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプーなど）を支給します。

利用者の担当ケアマネジャーからの申請が大半であることから、ケアマネジャーとの連携を図るとともに、多数ある介護用品のなかから必要度の高い用品への限定など事業の適正化を視野に入れつつ、本事業を継続します。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
件数(件/年)	計画値	432	432	432
	実績値			

2 在宅寝たきり者等介護手当支給事業

寝たきりの方を介護している家族への経済的負担の軽減と精神的な支援を図るため、概ね 65 歳以上の寝たきりの要介護認定を受けている高齢者で一定の要件に該当する方と生計を同一にし、在宅で介護している世帯に対して、介護手当の支給を行います。

今後も、ケアマネジャー等と連携を強化し、対象者を把握して漏れなく支給することで、介護者の経済的負担の軽減を図るため事業を継続して実施します。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
件数(件/年)	計画値	40	40	40
	実績値			

第7章 介護保険事業費用の見込

第1節 給付費等の推計

各サービス量の見込みに基づいて給付費を算出した結果、第9期介護保険事業計画期間である令和6年度から令和8年度までの本町におけるサービス給付費見込額は、次のとおりとなります。

1 サービス別給付費の推計

(1) 居宅サービス

(千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
①訪問介護	24,878	25,791	25,972	76,641
②訪問入浴介護	0	0	0	0
③訪問看護	3,077	3,333	3,586	9,996
④訪問リハビリテーション	4,204	4,511	4,667	13,382
⑤居宅療養管理指導	2,568	2,725	2,725	8,018
⑥通所介護	94,937	95,824	97,170	287,931
⑦通所リハビリテーション	4,753	5,018	5,126	14,897
⑧短期入所生活介護	23,844	24,723	24,723	73,290
⑨短期入所療養介護	0	0	0	0
⑩福祉用具貸与	20,301	20,596	20,891	61,788
⑪福祉用具購入	717	717	717	2,151
⑫住宅改修	943	943	943	2,829
⑬特定施設入居者生活介護	87,667	90,256	93,222	271,145
⑭居宅介護支援	27,310	27,723	27,877	82,910
居宅サービス給付費計	295,199	302,160	307,619	904,978

※千円以下の数値は端数処理のため、内訳計と合計が合わない場合があります。以下すべて同様。

(2) 介護予防サービス

(千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
①介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
②介護予防訪問看護	158	174	190	522
③介護予防訪問リハビリテーション	447	451	455	1,353
④介護予防居宅療養管理指導	382	382	382	1,146
⑤介護予防通所リハビリテーション	274	274	274	822
⑥介護予防短期入所生活介護	797	822	846	2,465
⑦介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0
⑧介護予防福祉用具貸与	3,544	3,599	3,688	10,831
⑨介護予防福祉用具購入	315	315	315	945
⑩介護予防住宅改修	1,017	1,017	1,017	3,051
⑪介護予防特定施設入居者生活介護	5,314	5,321	6,607	17,242
⑫介護予防支援	2,891	2,950	2,950	8,791
介護予防サービス給付費計	15,139	15,305	16,724	47,168

第7章 介護保険事業費用の見込

(3) 地域密着型サービス

(千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
地域密着型サービス	136,847	137,181	137,319	411,347
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	5,782	5,790	5,790	17,362
②夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
③地域密着型通所介護	4,310	4,353	4,391	13,054
④認知症対応型通所介護	4,587	4,650	4,684	13,921
⑤小規模多機能型居宅介護	64,830	64,912	64,912	194,654
⑥認知症対応型共同生活介護	57,338	57,476	57,542	172,356
⑦地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0
⑨看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
地域密着型介護予防サービス	4,913	4,919	4,919	14,751
①介護予防認知症対応型通所介護	214	214	214	642
②介護予防小規模多機能型居宅介護	4,699	4,705	4,705	14,109
③介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
地域密着型サービス給付費計	141,760	142,100	142,238	426,098

(4) 施設サービス

(千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
①介護老人福祉施設	255,892	258,743	261,749	776,384
②介護老人保健施設	33,638	37,392	37,392	108,422
③介護医療院	93,467	93,586	93,586	280,639
施設サービス給付費計	382,997	389,721	392,727	1,165,445

2 標準給付費見込額

本計画期間における各年度の標準給付費見込額は次のとおりです。3年間の合計額では、およそ27億1千万円となります。

○各年度の標準給付費見込額 (円。審査支払手数料支払件数のみ件)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
総給付費	835,095,000	849,286,000	859,308,000	2,543,689,000
特定入所者介護サービス費等 給付額	34,913,846	35,366,418	36,101,515	106,381,779
高額介護サービス費等給付額	18,159,931	18,397,511	18,779,906	55,337,348
高額医療合算介護サービス費等 給付額	1,703,309	1,723,207	1,759,025	5,185,541
算定対象審査支払手数料	521,856	527,904	538,920	1,588,680
審査支払手数料支払件数	9,664	9,776	9,980	29,420
標準給付費見込額	890,393,942	905,301,040	916,487,366	2,712,182,348

3 地域支援事業費見込額

本計画期間における各年度の地域支援事業費は次のとおりです。3年間の合計額では、およそ1億8千万円となります。

○各年度の地域支援事業費見込額 (円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
地域支援事業費	59,461,000	60,291,386	61,173,323	180,925,709
介護予防・日常生活支援 総合事業	40,893,000	41,347,386	41,894,323	124,134,709
包括的支援事業及び任意事 業費	16,651,000	17,027,000	17,362,000	51,040,000
包括的支援事業（社会保 障 充実分）	1,917,000	1,917,000	1,917,000	5,751,000

4 保健福祉事業費見込額

本計画期間における各年度の保健福祉事業費は次のとおりです。3年間の合計額では、およそ1千7百万円となります。

○各年度の保健福祉事業費見込額 (円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
保健福祉事業費	5,800,000	5,800,000	5,800,000	17,400,000

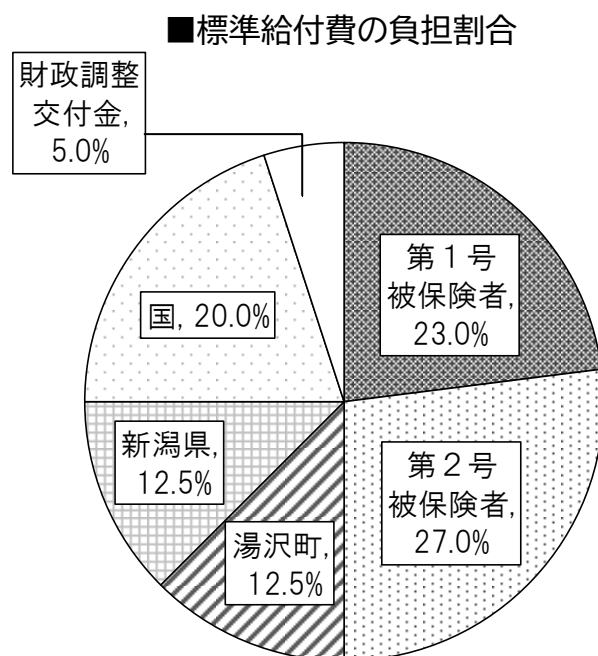
第2節 第1号被保険者保険料の算定

1 財源構成

介護保険事業の財源は、国、県、町による公費負担と、40歳以上の方（第2号被保険者）と65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料によってまかなわれており、計画期間における財源の確保は、介護保険事業の健全な運営の前提条件となります。

そのため、町では第8期事業計画（令和3年度～令和5年度）におけるサービス利用実績をもとに、本計画期間（令和6年度～令和8年度）におけるサービス提供に必要な金額を国から示された「地域包括ケア「見える化」システム・将来推計」で算定し、第1号被保険者の介護保険料基準額を算出しました。

なお、財源構成に関し、第1号被保険者の負担は、介護給付費の23%が標準的な負担となり、第2号被保険者は27%で、介護保険費用の半分が被保険者の負担となります。また、国負担部分のうち5%に当たる額は、市町村間の財政力格差を調整するための「財政調整交付金」として交付されます。つまり、調整交付金の割合は標準的には5%ですが、各市町村の後期高齢者の割合や第1号被保険者の所得水準に応じて5%を上下し、その結果として、第1号被保険者の負担割合も変わることになります。



※施設等給付費に関しては、国が15.0%、都道府県が17.5%。

2 第1号被保険者保険料の算定

(1) 保険料基準額

介護保険事業を運営するために必要となる費用は、介護給付費、介護予防給付費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料、特定入所者介護サービス費を合計した標準給付費、さらに地域支援事業、保健福祉事業費に要する費用から構成されます。

一方、事業費の財源は、国・県・町の負担金、国の調整交付金、介護給付費交付金（第2号被保険者の保険料）、第1号被保険者の保険料などで賄われます。また、介護保険給付費等準備基金の取り崩しを行い、給付費の一部に充当することとします。

保険料の第1号被保険者の保険料基準額は、下表のとおり月額5,000円と算定されます。

○保険料基準額の推計

A	標準給付費見込額	2,712,182,348円
B	地域支援事業費	180,925,709円
C	第1号被保険者負担分(23%) $(A+B) \times 23\%$	665,414,853円
D	調整交付金相当額	141,815,853円
E	調整交付金見込額	137,611,000円
F	準備基金取崩額	121,200,000円
G	保健福祉事業費	17,400,000円
H	保険者機能強化推進交付金等の交付見込額	7,269,000円
I	保険料収納必要額 $C+D-E-F+G-H$	558,550,706円
J	予定保険料収納率	99.00%
K	所得段階別加入割合補正後被保険者数	9,403人
L	保険料見込額(月額) $I \div J \div K \div 12$ か月	5,000円
M	保険料見込額(年額) $L \times 12$ か月	60,000円

※調整交付金見込額は、「地域包括ケア見える化システム・将来推計」による試算値です。

(2) 所得段階別保険料

各段階の保険料については、前項の基準額である第5段階（年額 60,000 円）に各段階の負担割合を乗じて算出しました。

また、月額保険料額は、年額保険料を 12 で除して算出した額が基本となります。

○所得段階別保険料

段階 (乗率)	対象者	保険料 上段：年額 下段：月平均
第1段階 (0.285)	・生活保護受給者 ・世帯全員が町民税非課税の老齢福祉年金受給者等 ・世帯全員が町民税非課税かつ本人年金収入等 80 万円以下	17,100 円 1,425 円
第2段階 (0.485)	世帯全員が町民税非課税かつ 本人年金収入等 80 万円超 120 万円以下	29,100 円 2,425 円
第3段階 (0.685)	世帯全員が町民税非課税かつ 本人年金収入等 120 万円超	41,100 円 3,425 円
第4段階 (0.90)	本人が町民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ 本人年金収入等 80 万円以下	54,000 円 4,500 円
第5段階 (1.00)	本人が町民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ 本人年金収入等 80 万円超	(基準額) 60,000 円 5,000 円
第6段階 (1.20)	本人が町民税課税かつ合計所得 120 万円未満	72,000 円 6,000 円
第7段階 (1.30)	本人が町民税課税かつ合計所得 120 万円以上 210 万円未満	78,000 円 6,500 円
第8段階 (1.50)	本人が町民税課税かつ合計所得 210 万円以上 320 万円未満	90,000 円 7,500 円
第9段階 (1.70)	本人が町民税課税かつ合計所得 320 万円以上 420 万円未満	102,000 円 8,500 円
第10段階 (1.90)	本人が町民税課税かつ合計所得 420 万円以上 520 万円未満	114,000 円 9,500 円
第11段階 (2.10)	本人が町民税課税かつ合計所得 520 万円以上 620 万円未満	126,000 円 10,500 円
第12段階 (2.30)	本人が町民税課税かつ合計所得 620 万円以上 720 万円未満	138,000 円 11,500 円
第13段階 (2.40)	本人が町民税課税かつ合計所得 720 万円以上	144,000 円 12,000 円

※第1段階～第3段階の対基準額割合は、公費による軽減強化後の割合です。

(3) 将来的な保険料水準等の想定

長期的な視点に立ち、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することが見込まれる令和22年(2040年)のサービスの種類ごとの見込量及びそのために必要な保険料水準は、次のとおり推計されます。

ただし、本計画策定時の推計値であり、今後の高齢化等の状況を勘案し、必要に応じて再度推計を行います。

○利用人数 (人)

	令和22年	
	介護給付	予防給付
居宅サービス		
訪問介護	40	
訪問入浴介護	0	0
訪問看護	9	1
訪問リハビリテーション	15	1
居宅療養管理指導	24	4
通所介護	128	
通所リハビリテーション	5	1
短期入所生活介護	42	4
短期入所療養介護	0	0
福祉用具貸与	141	63
特定福祉用具購入	2	2
住宅改修	1	1
特定施設入居者生活介護	45	9
地域密着型サービス		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2	
地域密着型通所介護	6	
認知症対応型通所介護	3	1
小規模多機能型居宅介護	24	5
認知症対応型共同生活介護	18	0
施設サービス		
介護老人福祉施設	84	
介護老人保健施設	11	
介護医療院	27	
居宅介護支援		
居宅介護支援	169	65

○給付費

(千円)

	令和 22 年	
	介護給付	予防給付
居宅サービス		
訪問介護	33,518	
訪問入浴介護	0	0
訪問看護	3,818	190
訪問リハビリテーション	6,448	455
居宅療養管理指導	3,644	510
通所介護	110,285	
通所リハビリテーション	6,667	274
短期入所生活介護	30,688	1,128
短期入所療養介護	0	0
福祉用具貸与	23,416	4,612
特定福祉用具購入	717	630
住宅改修	943	1,017
特定施設入居者生活介護	115,392	7,280
地域密着型サービス		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	5,790	
地域密着型通所介護	4,391	
認知症対応型通所介護	4,695	214
小規模多機能型居宅介護	66,647	5,882
認知症対応型共同生活介護	57,680	0
施設サービス		
介護老人福祉施設	274,516	
介護老人保健施設	37,392	
介護医療院	101,474	
居宅介護支援		
居宅介護支援	31,447	3,618
総給付費	919,568	25,810
地域支援事業費		43,562
保険料基準額(月額)		6,772 円

第8章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

1 介護サービスの質の向上

利用者が安心して質の高い介護サービスを利用できるようにするため、事業所の運営やサービス提供の状況を把握し、苦情相談対応の充実や事故防止に向けた適切な助言、介護人材の確保及び資質の向上等に努めます。

また、介護給付等対象サービスの取り扱いや介護報酬の請求等に関する事項について事業者にも周知、事業者の指定基準違反や介護報酬の請求に関する不正・不当がある場合の監査など、介護保険法に基づき、保険者として事業者への適切な指導・監査を実施します。

2 制度の普及啓発と情報提供

介護保険制度の健全かつ円滑な運営を図るために、住民の理解及び協力を得ることが不可欠であり、介護保険事業に関する情報の提供等により介護保険事業の趣旨の普及啓発を図ります。

また、急速に進展する高齢化、一人暮らしや高齢者のみの世帯の増加などの社会構造の変化に伴い、保健・福祉・介護保険サービスのニーズも複雑・多様化してきています。このようななか、高齢者が安心して生活するためには、多様で継続的かつ適切なサービスを受けることができる体制整備を図る必要があります。広報やホームページへの掲載を含めて、町民にとってわかりやすい情報提供に努めるとともに、サービス利用に結びつく相談体制の確保を図ります。

3 介護給付等に要する費用の適正化

町民が負担する介護保険料などを原資とする介護保険サービスの費用の適正化を行うことは、介護保険制度の信用と持続可能性を高める観点から重要な課題となっています。今後とも、各種資料などの点検を通じて、適正化事業の推進を図ります。

4 関係機関との連携強化

(1) 行政内部における関係部門との連携

介護予防の推進を含め、高齢者保健・福祉の施策を総合的に推進していくため、保健・福祉及び医療分野との連携はもとより、住宅、就労、教育、防災、まちづくり等との連携を図ります。

(2) 関係団体等との連携

高齢者が、住み慣れた地域で、安心して、こころ豊かに暮らしていくためには、行政のみならず、関係団体等と協働により、きめ細かいサービスを提供する必要があります。そのため、関係団体等との連携を図り、サービス提供体制を確保します。

また、介護保険サービスと障がい福祉サービスを一体的に提供する「共生型サービス」の実施に向けて、事業所等との連携・調整に努めます。

5 民間活力の活用・連携

介護保険制度の導入に伴い、多種多様な事業者が居宅サービスに参入でき、サービスの競争原理などにより質の向上やコストの効率化が図られることが期待されましたが、介護人材や社会資源の不足により、サービス供給体制の地域格差が生じ始めています。

引き続き新規事業者の参入を促進する募集広告の掲載を行うとともに、サービス提供が十分でない地域については隣県からのサービス提供が可能な体制の整備などを検討します。

6 計画の達成状況の点検及び評価

圏域の他保険者との比較において認定率、サービス受給率が低いことから、予防事業の効果は引き続き現れており、また、在宅サービスと施設サービスのバランスも、現時点の社会資源の中では確保されています。

今後も、各年度において、高齢者の自立支援効果が現れているか、住み慣れた地域で生活を継続することができるか、在宅サービスと施設サービスのバランスが取れているか等を点検し、評価していきます。

資 料 編

- 1 湯沢町老人福祉計画及び介護保険事業計画策定の経過
- 2 湯沢町老人福祉計画及び介護保険事業計画検討委員会設置要綱
- 3 湯沢町老人福祉計画及び介護保険事業計画検討委員会名簿
- 4 介護保険料の変遷
- 5 湯沢町で利用できる介護（介護予防）サービス

1 湯沢町老人福祉計画及び介護保険事業計画策定の経過

月 日	会 議 等	検 討 内 容
令和5年2月3日から 令和5年2月24日まで	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査	調査対象 ・65歳以上の町民600人 ・在宅で要支援・要介護認定を受けている町民及び介護をしている町民217人
令和5年10月20日	市町村ヒアリング	計画の記載事項等について (Web会議)
令和5年11月27日	第1回湯沢町老人福祉計画・ 介護保険事業計画検討委員会	・第8期計画進捗状況 ・第9期計画策定スケジュール ・ニーズ調査、在宅介護実態調査の結果について
令和5年11月28日	圏域市町村意見交換会	圏域間における施設整備計画 及び利用者見込等 (Web会議)
令和5年12月26日	第2回湯沢町老人福祉計画・ 介護保険事業計画検討委員会	・第9期計画素案について ・第9期第1号被保険者保険料の算定について
令和6年1月23日	第3回湯沢町老人福祉計画・ 介護保険事業計画検討委員会	・第9期計画(案)について
令和6年1月29日から 令和6年2月27日まで	パブリックコメント	意見数 0件
令和6年2月9日	町議会生活福祉常任委員会	第9期計画(案)説明
令和6年3月4日	第4回湯沢町老人福祉計画・ 介護保険事業計画検討委員会	・第9期計画(案)総括 ・条例改正について
令和6年3月5日	県への意見聴取	計画の記載事項等について

2 湯沢町老人福祉計画及び介護保険事業計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8及び介護保険法(平成9年法律第123号)第117条の規定に基づく湯沢町老人福祉計画及び介護保険事業計画(以下「事業計画」という。)策定のための検討及び計画の進捗状況を評価することを目的として、湯沢町老人福祉計画及び介護保険事業計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、当町の事業計画の作成に関し、介護保険給付対象サービス及び対象外サービスの種類ごとの見込みとその見込量の確保の方策、その他必要な事項について協議、検討する。
2 委員会は、策定された事業計画に対し、その進捗状況、その他必要な事項について評価点検する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織する。
2 委員は、次の各号に定める者のうちから町長が委嘱する。
(1)知識経験のある者
(2)関係行政機関の職員
(3)保健・医療・福祉関係者
(4)被保険者
(5)介護サービス等の利用者
(6)介護サービス等の事業者
(7)その他町長が必要と認めたる者

(役員)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。
2 委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。
3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は3年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長を務める。
2 委員会は、過半数の委員が出席しなければ会議を開くことができない。
3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報酬、費用弁償)

第7条 委員の報酬及び費用弁償については、「湯沢町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」の規定を適用する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、所管課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年11月1日から施行する。
- 2 第3条第2項の規定により、平成12年度中に町長が委嘱した委員の任期については、第5条の規定にかかわらず、平成15年3月31日までとする。
- 3 湯沢町介護保険事業計画策定委員会設置要綱(平成10年要綱第7号)は、廃止する。
附 則(平成18年要綱第6号)

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年要綱第 17 号）

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年要綱第 38 号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年要綱第 40 号）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

3 湯沢町老人福祉計画及び介護保険事業計画検討委員会名簿

任期：令和3年4月1日～令和6年3月31日

	氏 名	所 属	備 考
1	井上 陽介	湯沢町保健医療センター長	
2	角谷 文祐	角谷整形外科医院長	
3	木村 幸裕	南魚沼地域振興局 健康福祉環境部 地域福祉課	R4.3.31まで 前任 小林 誠
4	池田 一明	介護老人保健施設 越南苑 事務長代理	
5	西澤 良二	介護老人福祉施設 ゆのさと園 施設長	
6	高橋 政弘	湯沢町社会福祉協議会会長	R5.6.21まで 前会長 佐久間 知良
7	山崎 正行	民生委員児童委員協議会会長	
8	清水 守	在宅介護経験者	
9	立柄 美枝	2号被保険者代表	
10	綿貫 玲子	1号被保険者代表	
11	土谷 俊幸	1号被保険者代表	
12	佐藤 春幸	健康倶楽部ゆざわ 係長	R5.3.31まで 前施設長 南雲 未来
13	石澤 ゆかり	湯沢町社会福祉協議会 主任介護支援専門員	
14	劔持 崇紀	司法書士	
15	樋口 文子	湯沢町保健医療センター 介護支援専門員	

4 介護保険料の変遷

■第1期（平成12年度～平成14年度）

所得段階	対象者	負担割合	保険料年額
第1段階	町民税世帯非課税かつ生活保護者・老齢福祉年金受給者	基準額 ×0.50	16,300円
第2段階	町民税世帯非課税者	基準額 ×0.75	24,500円
第3段階	町民税本人非課税者	基準額 ×1.00	32,700円
第4段階	町民税課税者のうち合計所得250万円未満の者	基準額 ×1.25	40,800円
第5段階	町民税課税者のうち合計所得250万円以上の者	基準額 ×1.50	49,000円

■第2期（平成15年度～平成17年度）

所得段階	対象者	負担割合	保険料年額
第1段階	町民税世帯非課税かつ生活保護者・老齢福祉年金受給者	基準額 ×0.50	21,100円
第2段階	町民税世帯非課税者	基準額 ×0.75	31,600円
第3段階	町民税本人非課税者	基準額 ×1.00	42,200円
第4段階	町民税課税者のうち合計所得200万円未満の者	基準額 ×1.25	52,700円
第5段階	町民税課税者のうち合計所得200万円以上の者	基準額 ×1.50	63,300円

※基準額対前期比29.1%増（32,700円→42,200円）

■第3期（平成18年度～平成20年度）

所得段階	対象者	負担割合	保険料年額
第1段階	町民税世帯非課税かつ生活保護者・老齢福祉年金受給者	基準額 ×0.50	24,400円
第2段階	町民税世帯非課税者で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の者	基準額 ×0.50	24,400円
第3段階	町民税世帯非課税者であって、第2段階に該当しない方	基準額 ×0.75	36,600円
第4段階	町民税本人非課税者	基準額 ×1.00	48,800円
第5段階	町民税課税者のうち合計所得200万円未満の者	基準額 ×1.25	73,800円
第6段階	町民税課税者のうち合計所得200万円以上の者	基準額 ×1.50	73,200円

※基準額対前期比15.6%増（42,200円→48,800円）

■第4期（平成21年度～平成23年度）

所得段階	対象者	負担割合	保険料年額
第1段階	町民税世帯非課税かつ生活保護者・老齢福祉年金受給者	基準額 ×0.50	24,900円
第2段階	町民税世帯非課税者で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の者	基準額 ×0.50	24,900円
第3段階	町民税世帯非課税者であって、第2段階に該当しない方	基準額 ×0.75	37,400円
第4段階	町民税本人非課税者 (合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下)	基準額 ×0.91	45,400円
	町民税本人非課税者	基準額 ×1.00	49,800円
第5段階	町民税課税者のうち合計所得200万円未満の者	基準額 ×1.25	62,300円
第6段階	町民税課税者のうち合計所得200万円以上の者	基準額 ×1.50	74,700円

※基準額対前期比2.0%増（48,800円→49,800円）

■第5期（平成24年度～平成26年度）

所得段階	対象者	負担割合	保険料年額
第1段階	町民税世帯非課税かつ生活保護者・老齢福祉年金受給者	基準額 ×0.50	28,800円
第2段階	町民税世帯非課税者で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の者	基準額 ×0.50	28,800円
第3段階	町民税世帯非課税者であって、第2段階に該当しない方	基準額 ×0.75	43,200円
第4段階	町民税本人非課税者 (合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下)	基準額 ×0.91	52,800円
	町民税本人非課税者	基準額 ×1.00	57,600円
第5段階	町民税課税者のうち合計所得190万円未満の者	基準額 ×1.25	72,000円
第6段階	町民税課税者のうち合計所得190万円以上の者	基準額 ×1.50	86,400円

※基準額対前期比15.7%増（49,800円→57,600円）

■第6期（平成27年度～平成29年度）

所得段階	対象者	負担割合	保険料年額
第1段階	・生活保護被保護者 ・世帯全員が町民税非課税の老齢福祉年金受給者等 ・世帯全員が町民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下	基準額 ×0.50	30,000円
第2段階	町民税非課税世帯で前年のかつ本人年金収入等80万円超120万円以下	基準額 ×0.75	45,000円
第3段階	世帯全員が町民税非課税かつ本人年金収入等120万円超	基準額 ×0.75	45,000円
第4段階	本人が町民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人年金収入等80万円以下	基準額 ×0.90	54,000円
第5段階	本人が町民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人年金収入等80万円超	基準額 ×1.00	60,000円
第6段階	本人が町民税課税かつ合計所得120万円未満	基準額 ×1.20	72,000円
第7段階	本人が町民税課税かつ合計所得120万円以上190万円未満	基準額 ×1.30	78,000円
第8段階	本人が町民税課税かつ合計所得190万円以上290万円未満	基準額 ×1.50	90,000円
第9段階	本人が町民税課税かつ合計所得290万円以上	基準額 ×1.70	102,000円

※基準額対前期比4.2%増（57,600円→60,000円）

■第7期（平成30年度～令和2年度）

所得段階	対象者	負担割合	保険料年額
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が町民税非課税の老齢福祉年金受給者等 ・世帯全員が町民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下	基準額 ×0.50	31,200円
第2段階	世帯全員が町民税非課税かつ本人年金収入等80万円超120万円以下	基準額 ×0.75	46,800円
第3段階	世帯全員が町民税非課税かつ本人年金収入等120万円超	基準額 ×0.75	46,800円
第4段階	本人が町民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人年金収入等80万円以下	基準額 ×0.90	56,160円
第5段階	本人が町民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人年金収入等80万円超	基準額 ×1.00	62,400円
第6段階	本人が町民税課税かつ合計所得120万円未満	基準額 ×1.20	74,880円
第7段階	本人が町民税課税かつ合計所得120万円以上200万円未満	基準額 ×1.30	81,120円
第8段階	本人が町民税課税かつ合計所得200万円以上300万円未満	基準額 ×1.50	93,600円
第9段階	本人が町民税課税かつ合計所得300万円以上	基準額 ×1.70	106,080円

※基準額対前期比4.0%増（60,000円→62,400円）

■第8期（令和3年度～令和5年度）

所得段階	対象者	負担割合	保険料年額
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が町民税非課税の老齢福祉年金受給者等 ・世帯全員が町民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下	基準額 ×0.30	18,720円
第2段階	世帯全員が町民税非課税かつ本人年金収入等80万円超120万円以下	基準額 ×0.50	31,200円
第3段階	世帯全員が町民税非課税かつ本人年金収入等120万円超	基準額 ×0.70	43,680円
第4段階	本人が町民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人年金収入等80万円以下	基準額 ×0.90	56,160円
第5段階	本人が町民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人年金収入等80万円超	基準額 ×1.00	62,400円
第6段階	本人が町民税課税かつ合計所得120万円未満	基準額 ×1.20	74,880円
第7段階	本人が町民税課税かつ合計所得120万円以上210万円未満	基準額 ×1.30	81,120円
第8段階	本人が町民税課税かつ合計所得210万円以上320万円未満	基準額 ×1.50	93,600円
第9段階	本人が町民税課税かつ合計所得320万円以上	基準額 ×1.70	106,080円

■第9期（令和6年度～令和8年度）

所得段階	対象者	負担割合	保険料年額
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が町民税非課税の老齢福祉年金受給者等 ・世帯全員が町民税非課税かつ本人年金収入等 80 万円以下	基準額 ×0.285	17,100 円
第2段階	世帯全員が町民税非課税かつ本人年金収入等 80 万円超 120 万円以下	基準額 ×0.485	29,100 円
第3段階	世帯全員が町民税非課税かつ本人年金収入等 120 万円超	基準額 ×0.685	41,100 円
第4段階	本人が町民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ 本人年金収入等 80 万円以下	基準額 ×0.90	54,000 円
第5段階	本人が町民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ 本人年金収入等 80 万円超	基準額 ×1.00	60,000 円
第6段階	本人が町民税課税かつ合計所得 120 万円未満	基準額 ×1.20	72,000 円
第7段階	本人が町民税課税かつ合計所得 120 万円以上 210 万円未満	基準額 ×1.30	78,000 円
第8段階	本人が町民税課税かつ合計所得 210 万円以上 320 万円未満	基準額 ×1.50	90,000 円
第9段階	本人が町民税課税かつ合計所得 320 万円以上 420 万円未満	基準額 ×1.70	102,000 円
第10段階	本人が町民税課税かつ合計所得 420 万円以上 520 万円未満	基準額 ×1.90	114,000 円
第11段階	本人が町民税課税かつ合計所得 520 万円以上 620 万円未満	基準額 ×2.10	126,000 円
第12段階	本人が町民税課税かつ合計所得 620 万円以上 720 万円未満	基準額 ×2.30	138,000 円
第13段階	本人が町民税課税かつ合計所得 720 万円以上	基準額 ×2.40	144,000 円

※基準額対前期比 3.8%減（62,400 円→60,000 円）

5 湯沢町で利用できる介護（介護予防）サービス

・居宅介護(介護予防居宅)サービス

○介護予防支援及び居宅介護支援

介護支援専門員や地域包括支援センターの職員が要介護認定の申請の代行や居宅サービス計画の作成、サービス事業所との連絡・調整を行います。

事業者	所在地	電話番号
湯沢町地域包括支援センター	湯沢町大字湯沢 2877 番地 1	025-784-3000
湯沢町社会福祉協議会居宅介護支援事業所	湯沢町大字湯沢 2877 番地 1	025-784-4111
ゆのさと園居宅ケアセンター	湯沢町大字神立 1647 番地 275	025-784-3803
居宅介護支援事業所 つむぐ	南魚沼市欠之上 478 番地 2	025-773-5111

○訪問介護（ホームヘルプサービス）・介護予防訪問介護相当サービス

ホームヘルパーが家庭を訪問し、食事、入浴、排泄などの介助や日常生活の手助けを行います。

事業者	所在地	電話番号
湯沢町社会福祉協議会訪問介護事業所	湯沢町大字湯沢 2877 番地 1	025-784-4111
ヘルパーステーション 悠々の杜石打	南魚沼市石打 190 番地 5	025-775-7863

○訪問型サービス B

シルバー人材センターの会員が家庭を訪問し、身体介護以外の掃除・洗濯・調理などの日常生活の支援を行います。

事業者	所在地	電話番号
南魚沼シルバー人材センター 湯沢町事務所	湯沢町大字湯沢 1759 番地 1	025-784-2850

○通所介護（デイサービス）・介護予防通所介護相当サービス

デイサービスセンターにおいて、入浴、食事の提供、機能訓練、レクリエーションなどのサービスを行います。

事業者	所在地	電話番号
湯沢町社会福祉協議会通所介護事業所	湯沢町大字湯沢 2877 番地 1	025-784-4111
ゆのさと園デイサービスセンター	湯沢町大字神立 1647 番地 275	025-784-3785
デイサービス 悠々の杜石打	南魚沼市石打 190 番地 5	025-775-7863

○短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）などの福祉施設に短期入所し、日常生活の介護や機能訓練を行います。

事業者	所在地	電話番号
特別養護老人ホーム ゆのさと園	湯沢町大字神立 1647 番地 275	025-784-3785
特別養護老人ホーム まいこ園	南魚沼市仙石 1 番地 18	025-782-1655
特別養護老人ホーム みなみ園	南魚沼市六日町 712 番地 4	025-773-3155
特別養護老人ホーム こころの杜	南魚沼市六日町 1148 番地 1	025-770-1123
特別養護老人ホーム 八色園	南魚沼市浦佐 4059 番地 1	025-777-3811
雪椿の里ショートステイ	南魚沼市穴地 14 番地 1	025-780-1155
ショートステイ百花園	南魚沼市関 852 番地	025-783-5200

○短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設に短期入所し、医学的な管理のもとで看護や機能訓練、日常生活の介護などを行います。

事業者	所在地	電話番号
介護老人保健施設 越南苑	南魚沼市五日町 2405 番地	025-776-3668

○訪問看護

看護師等が通院困難な方の家庭を訪問して、主治医と連絡を取りながら病状や健康状態の管理と看護、医療処置などを行います。

事業者	所在地	電話番号
みなみ園 老人訪問看護ステーション	南魚沼市六日町 712 番地 4	025-773-6488
るあな訪問看護ステーション	南魚沼市六日町 924 番地 5	025-775-7827
訪問看護みなかみ	群馬県利根郡みなかみ町川上 54 番地 8	0278-25-8670

○通所リハビリテーション

病院等のリハビリテーション施設に通い、理学療法士によるリハビリ（機能回復訓練）を行います。

事業者	所在地	電話番号
草笛の里	群馬県利根郡みなかみ町石倉 194 番地 1	0278-72-4011
介護老人保健施設 越南苑	南魚沼市五日町 2405 番地	025-776-3668

○訪問リハビリテーション

リハビリ（機能回復訓練）の専門家が訪問し、リハビリテーションを行います。

事業者	所在地	電話番号
湯沢町保健医療センター	湯沢町大字湯沢 2877 番地 1	025-780-6543
齋藤記念病院	南魚沼市欠之上 478 番地 2	025-773-5111

○福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与
車いすや特殊寝台などの貸与を行います。

○住宅改修・介護予防住宅改修
家庭での手すりの取り付けや段差の解消など、小規模な改修の費用の支給を行います。

○福祉用具購入・介護予防福祉用具購入
腰掛便座等の購入費の支給を行います。

事業者	所在地	電話番号
株式会社アルプスビジネスクリエーション 南魚沼店	南魚沼市六日町 801 番地 9	025-775-7471
シルバーサポートスマイル	南魚沼市六日町 2367 番地 1	025-775-7501
越後交通株式会社 介護事業部 魚沼営業所	南魚沼市塩沢 787 番地 5	025-782-4315
おもいやりの泉 魚沼店	南魚沼市野田 585 番地 1	025-776-7060
株式会社寿社	南魚沼市西泉田 8 番地 2	025-773-2271
さくらメディカル株式会社 魚沼営業所	南魚沼市浦佐 1335	025-788-0579
ラミコジャパン株式会社 シルバーサポート 十日町店	十日町市大黒沢 179 番地 101 号	025-750-2520

・地域密着型（地域密着型介護予防）サービス

○小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模な住居型の施設で、「通い」を中心としながら様態や希望に応じて「宿泊」「訪問」といったサービスを組み合わせて、自宅で継続して生活するために必要な支援を行います。

事業者	所在地	電話番号
健康倶楽部ゆざわ	湯沢町大字土樽 151 番地 116	025-787-1101

○認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の高齢者が共同で生活する住居において、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行います。少人数（5～9人）の家庭的な雰囲気の中で、できる限り自立した生活が送れるように支援します。

事業者	所在地	電話番号
グループホーム雪割草	湯沢町大字土樽 151 番地 116	025-787-1101

○認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症と診断された方が対象となります。デイサービスセンターにおいて、入浴、排泄、食事の介護、生活等に関する相談、健康状態の確認、機能訓練等を行います。

事業者	所在地	電話番号
デイホーム雪割草	湯沢町大字土樽 151 番地 116	025-787-1101

・施設サービス

○介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

寝たきりや認知症等で、常に介護が必要で在宅での生活が難しい方のための施設です。入浴・排せつ・食事等の介護、機能訓練、健康管理、療養上の支援を行います。

事業者	所在地	電話番号
特別養護老人ホーム ゆのさと園	湯沢町大字神立 1647 番地 275	025-784-3785
特別養護老人ホーム まいこ園	南魚沼市仙石 1 番地 18	025-782-1655
特別養護老人ホーム みなみ園	南魚沼市六日町 712 番地 4	025-773-3155
特別養護老人ホーム こころの杜	南魚沼市六日町 1148 番地 1	025-770-1123
特別養護老人ホーム 八色園	南魚沼市浦佐 4059 番地 1	025-777-3811
特別養護老人ホーム 雪椿の里	南魚沼市穴地 14 番地 1	025-780-1155

○介護老人保健施設

入所者に対して看護やリハビリテーションの医療サービスを行い、家庭への復帰を目指す施設です。利用者の状態に合わせた施設サービス計画（ケアプラン）に基づき、医学的管理のもとで、看護やリハビリテーションの他に、食事・入浴・排せつといった日常生活上の支援を行います。

事業者	所在地	電話番号
介護老人保健施設 越南苑	南魚沼市五日町 2405 番地	025-776-3668

○介護医療院

日常的な医学管理が必要な重度介護者の受け入れ、看取り・ターミナルなどの機能と生活施設としての機能を兼ね備えた施設です。利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、療養上の管理、看護、介護、機能訓練、その他必要な医療等を受けることができます。

事業者	所在地	電話番号
湯沢介護医療院ゆきざくら	湯沢町大字湯沢 2877 番地 1	025-780-6543

- 介護保険に関する相談窓口
湯沢町役場福祉介護課 介護保険係
TEL 025-784-4560/FAX 025-784-4536
- 介護に関する相談窓口
湯沢町地域包括支援センター
TEL 025-784-3000/FAX 025-784-4536

湯沢町 老人福祉計画・第9期介護保険事業計画
令和6年度～令和8年度

発行 令和6年3月

編集 湯沢町 健康福祉部 福祉介護課

〒949-6101 新潟県南魚沼郡湯沢町大字湯沢 2877 番地 1

Tel 025-784-4560 / Fax 025-784-4536

URL <http://www.town.yuzawa.lg.jp/>